総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会

平成22年度検討成果とりまとめ

平成23年4月

国土交通省大臣官房技術調査課 国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター 関東地方整備局企画部

【構成】

1. 平成 22 年度とりまとめ概要

はしめに	ı			
1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成 21 年度年次報告)	i			
2. 入札契約制度等に関する透明性の確保等に関する実施状況等について	\			
3. 入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査について				
4. 多様な発注方式の導入・普及に関する検討	х			
5. 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行拡大に関する検討	xi			
2. 懇談会資料				
1. 平成 22 年度第1回懇談会資料(平成 22 年 9 月 13 日)				
(1) 総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について (案)	P 1			
(2) 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成21年度年次報告)	Р 5			
(3) 入札契約制度等に関する透明性の確保	P 19			
(4) 多様な発注方式の導入・普及に関する検討	P 39			
2. 平成 22 年度第 2 回懇談会資料(平成 23 年 3 月 10 日)				
(1) 入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査	P 49			
(2) 透明性の確保等に関する改善策の実施状況等について	P 73			
(3) 地元企業活用審査型総合評価落札方式等の試行の拡大に関する検討	P 87			
(4) 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(案)	別添			
〔参考資料〕				
総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 委員名簿	P109			

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会

平成22年度検討成果とりまとめ

はじめに

国土交通省直轄事業における公共事業の品質のさらなる確保・向上を図るため、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について有識者から意見を聴取することを目的として、平成 21 年 11 月 9 日に「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(座長:小澤一雅東京大学大学院工学研究科教授)を設置し、平成 22 年度には 2 回開催したところである。

主な内容としては、平成21年度における総合評価方式の実施状況を報告するとともに、平成21年度にとりまとめた改善策等の実施結果について、分析・評価を行った。また、入札契約制度等に関する透明性を確保する観点から、工事の総合評価落札方式等の改善に関する取組みの実施状況について報告を行うとともに、入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査結果について分析・評価し、今後の取組み方針について検討を行った。

本報告書は、平成22年度の同懇談会における検討成果をとりまとめたものである。

1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(平成21年度年次報告) (P5~P18)

総合評価方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題への確実な対応に資するため、平成21年度に同方式により調達された国土交通省直轄工事を対象に、技術評価の実施状況、落札者の状況、施工体制確認型の実施状況等について分析し、年次報告としてとりまとめた。

分析の結果、平成21年度における総合評価方式の適用率は件数ベースで99.2%、金額ベースでは99.6%となり、ほぼ100%の適用状況となっていた。タイプ別では、件数ベースで最も多いのは簡易型の6,737件(全体に占める割合60.5%)であるが、金額ベースでは標準型の9,113億円(同61.3%)で、平成20年度と傾向は変わらない。

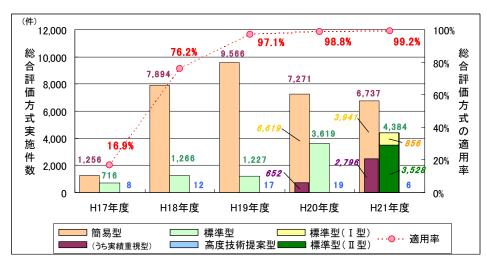


図-1 年度別・タイプ別の実施状況(件数)

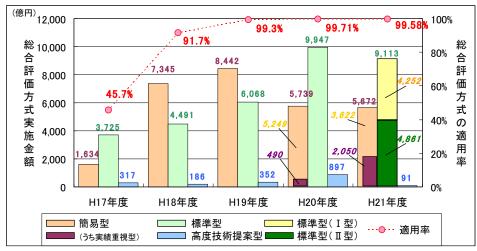


図-2 年度別・タイプ別の実施状況(金額)

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、標準型 (I型) 56.4%、標準型 (I型) 31.8%、簡易型26.3%、実績重視型27.7%となっており、いずれも技術評価を重視する度合いが大きいほど高い割合となっていることが明らかとなった。

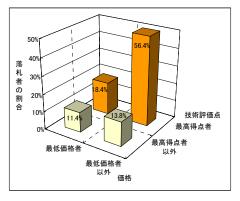


図-3 落札者の内訳 標準型(I型)

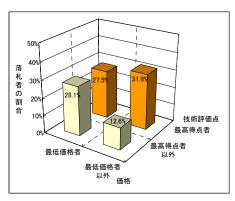


図-4 落札者の内訳 標準型(Ⅱ型)

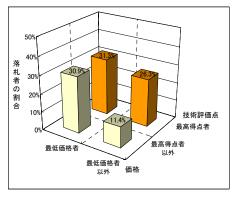


図-5 落札者の内訳 簡易型

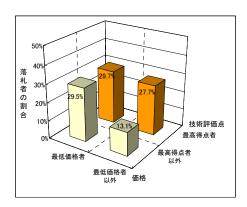
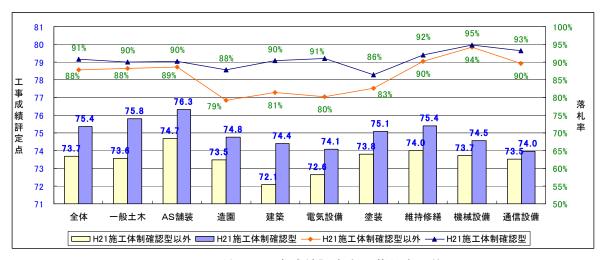


図-6 落札者の内訳 実績重視型

- 注1) 8地方整備局を対象。
- 注2)主要四工種(一般土木、As 舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象
- 注3) 予定価格内1者の工事を除く

施工体制確認型を導入した場合の平均工事成績評定点は75.4点で、導入しない場合と比較して1.7点高く、工種別に、施工体制確認型を導入した場合と導入しない場合における工事成績評定点を比較すると、何れの工種においても、導入した場合の方が高い値を示しており、施工体制確認型の導入による品質確保効果等が明らかとなった。



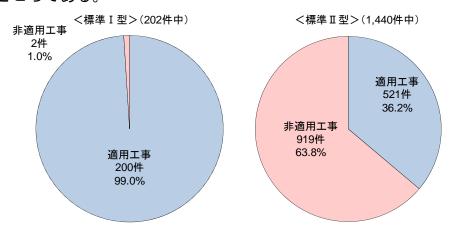
図ー7 工種別 工事成績評定点と落札率の状況

平成23年度は平成22年度の工事を対象に実施状況を分析する予定である。

2. 入札・契約制度等に関する透明性の確保等に関する実施状況等について (P19~P38、P73~P85)

平成22年度は、総合評価方式(工事)における入札契約手続きの透明性の確保に関する取組みとして実施している、「技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知」、「評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置」「入札参加要件における実績要件の見直し」等の改善方策についてフォローアップを行った。

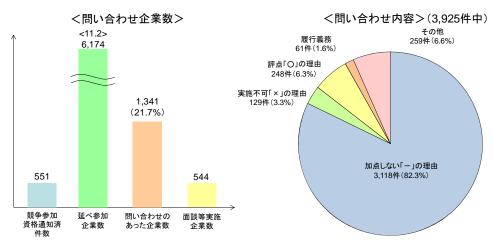
「技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知」については、標準型(I型)のほとんどの案件で実施しており、標準型(Ⅱ型)についても順次拡大しているところである。



※8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において、H22.4.1~ H22.12.31に発注手続きを開始した工事が対象(港湾空港関係除く)

図-8 技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知の実施状況

「評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置」については、問い合わせのあった企業数が、延べ参加企業数のうち 21.7%となっており、問い合わせの内容は、加点しない「一」の理由が 82.3%を占めている。



注)<>書は、競争参加資格通知済工事1件当たりの参加企業数 ()書きは、延べ参加企業数に対する割合

※8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において、H22.4.1~ H22.12.31に発注手続きを開始した工事が対象(港湾空港関係除く)

図-9 評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置の実施状況

「入札参加要件における実績要件の見直し」については、簡易型による発注した工事の 94.4%で数値要件を緩和しており、数値要件を緩和した工事の平均応札者数 (1 件当たり 7.3 者) は、平成 21 年度の簡易型における平均応札者数よりも増加している。

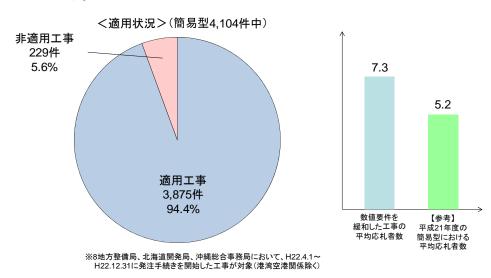


図-10 入札参加要件における実績要件の見直しの実施状況

工事関連データの提供については、マニュアル(案)を作成するとともに、HPからのダウンロードやCDでの貸与など103件の試行を実施した。発注者からは「事務量の軽減」、受注者からは「非常に参考になる」や「情報の正確な把握」が効果としてあげられており、受発注者双方より、非常に高い評価を得ていることから、件数を増加し、引き続き試行を実施する。改善すべき点として、発注者からは「データ提供の準備作業の負担増」や「情報流出、提供したデータの誤謬等への懸念及びその対応」、受注者からは「データ形式やデータの提供方法」や「データの誤謬等」が挙げられており、今後これらについて改善方策を検討する。

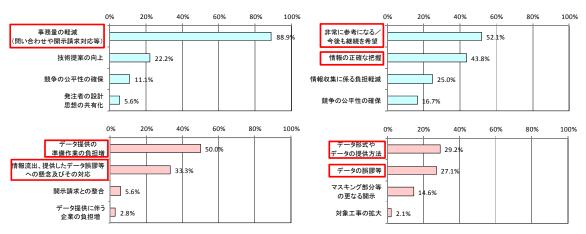


図-11 工事関連データの提供に関する効果(良い点)と課題

「工事内容を説明する機会の設置について」は、マニュアル(案)を作成するとともに、様々な方法により27件の試行を実施した。発注者からは「技術提案に関する意図の正確な伝達」、受注者からは「説明による理解度の向上」が効果としてあげられており、特に受注者より、非常に高い評価を得ていることから、件数を増加し、引き続き試行を実施する。また、改善すべき点として、発注者からは「質問対応等の負担は軽減しない」、受注者からは画質の向上や回線数の制限など「設備に関する対策」などが挙げられており、今後これらについて改善方策を検討する。

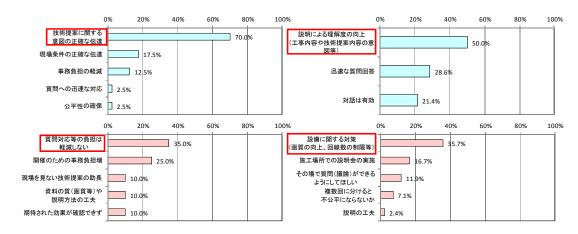


図-12 工事内容を説明する機会の設置についての効果(良い点)と課題

3. 入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査について (P49~P71)

公共事業の品質のさらなる確保・向上に資するべく、各公共工事発注官公庁における総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み状況や運用上の課題等について発注者、建設企業および一般の方々に対してアンケート調査を実施した。

総合評価方式の導入効果として、発注者・建設企業ともに【1】不良工事の減少、【3】競争の促進、【4】談合の防止の割合が高い。【1】の中でも、【1-3】工事成績の向上、【1-4】企業による品質管理体制の確立が高い評価を得ている。前回(平成20年度実施)の調査結果と比較すると、【1】不良工事の減少、【7】説明責任の向上、【10】新技術の活用の割合が高くなった一方、【3】競争の促進、【9】現場精通度等の向上の割合が低くなっている。

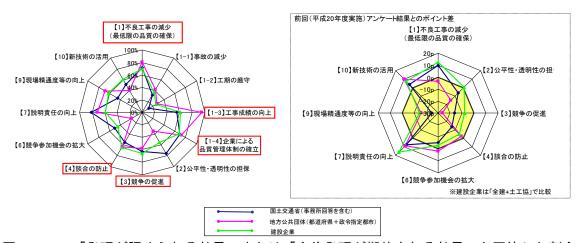


図-13 「発現が認められる効果」または「今後発現が期待される効果」と回答した割合

総合評価方式に対する改善要望として、発注者、建設企業ともに【2】技術提案の評価・審査の割合が高い。また、発注者からは【1】手続きに伴う時間・事務費用の割合が高い一方、建設企業からは【3】評価結果の公表、【7】地元企業の受注機会の拡大の割合が高い。前回の調査結果と比較すると、【2】技術提案の評価・審査の割合が高くなった一方、その他の項目については割合が減少している。

国土交通省及び建設企業のどちらの回答においても、具体的問題認識として「評価手法・評価基準を統一すべき」旨の意見の割合が高いが、平成20年度と比較してポイント数が減少している結果となっている。

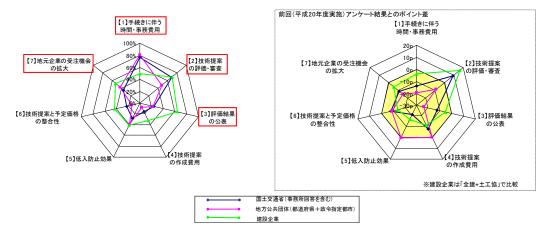
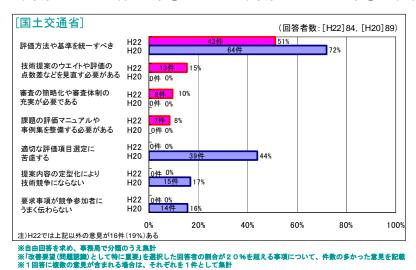


図-14 「改善要望として特に重要」または「改善要望として重要」と回答した割合



※具体的な意見がない回答位標、「特にない等)は、回答者数に含まず集計 図-15 「改善要望として特に重要」とした回答者の「技術提案の評価・審査」に関す る具体的意見

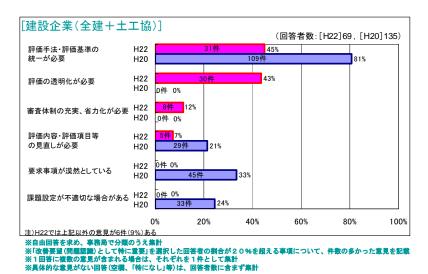


図-16 「改善要望として特に重要」とした回答者の「技術提案の評価・審査」に関する具体的意見(建設企業)

「技術提案の評価(採否)の通知」をはじめ、現在までに実施されてきた総合評価方式における透明性の確保等に関する取り組みについては、高い評価を得られている結果となっている。

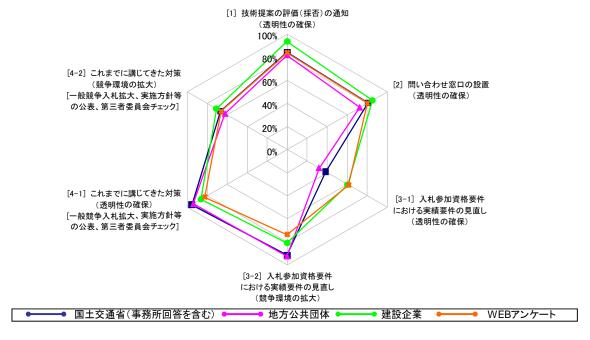


図-17 現在までの取り組みに対して「期待できる」または「少し期待できる」とした 回答者の割合

総合評価方式の導入効果については、発注者・建設企業ともに多くの項目で高い評価を得られている一方、その運用については引き続き改善要望が出ており、特に、建設企業側から技術提案の評価・審査について「評価手法や評価基準の統一が必要」等の改善要望が依然として高い。これに関連し、応札者より「評価した項目、加点内容・理由等を通知・公表すべき」など改善の必要性も挙げられていることから、今後、更なる透明性の確保に向けて改善策の検討を行う。

4. 多様な発注方式の導入・普及に関する検討

(P39~P48, P87~P108)

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価方式における二段階選抜方式を平成22年度において8件試行を実施した。

2段階選抜方式を採用したフロー 入札公告 $\overline{\Psi}$ 入札説明書の交付 資料作成説明会 ①絞り込みの方法 申請書及び資料の提出(注1) 評価点〇点以上 _____ ヒアリング 又は 評価点上位〇者 技術的能力の審査・絞り込み (競争参加資格の確認) ②絞り込みの項目 \forall 指名通知・資料の提出依頼 企業の施工能力等 又は 資料の提出 (簡易な技術提案) 技術的能力の審査 技術提案の評価結果の通知 施工体制確認 (注1)絞り込みの方法によっては、提出資料の 内容を変える必要がある。 \vee 落札者の決定

図-18 二段階選抜方式を採用した場合のフロー

発注者からは、「審査する企業数が減ったことにより、技術提案書の評価作業等にかかる負担が軽減される」「工事の品質向上が期待される。(優良な技術者配置・優れた技術提案)」等の評価がされている一方、「一次選抜時の選抜方法によっては、選抜される企業の固定化や絞り込みができない恐れがある」等の課題も認識されており、今後、選抜企業の適正な均衡の図り方、実績・成績以外の選抜方法、適切な選抜企業数、WTO 対象工事での適用可能性(「一般競争入札の原則」との整合)等について検討する。

技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価方式における事後審査方式を平成22年度において3件試行した。

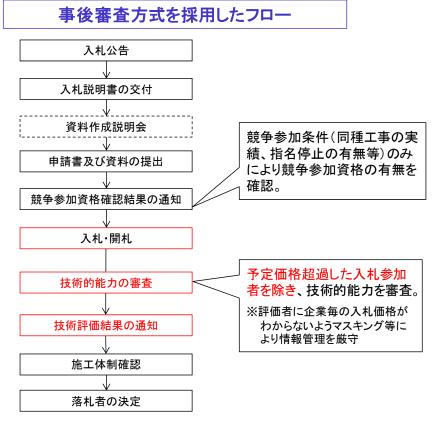


図-19 事後審査方式を採用した場合のフロー

事後審査方式は、試行件数が少なく、発注者の事務負担の軽減等の効果については、明確に把握できなかったため、引き続き試行を実施し、効果を検証していく。

その他、国土交通省成長戦略(H22.5)を踏まえ、各分野におけるグローバルスタンダードの国内普及の促進等を行うことを目的とし、「第三者技術者(the Engineer)の導入」「設計付工事発注方式におけるコンソーシアムの導入」について別途懇談会により検討を行うことを報告した。

5. 地元企業活用審査型総合評価方式等の試行拡大に関する検討

(P87~P108)

総合評価方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会 社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する 「地元企業活用審査型総合評価方式」を平成21年度より試行しており、現在79 件を試行している。

【地元企業活用審査型の技術評価項目】

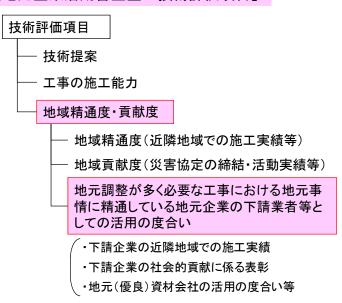


図-20 地元企業活用審査型の技術評価項目

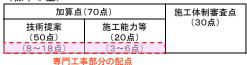
今後は地域建設企業が担うことが工事の品質確保の観点から望ましい事業について、地元企業活用審査型総合評価方式の適用工事の規模、種類、内容等について検討し、適用件数を拡大するとともに、工事の品質確保や優良な建設企業の評価を進める観点から、下請企業としてふさわしい評価項目について検討する。

専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる 工事において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定 される専門工事業者の技術力も評価する「特定専門工事審査型総合評価方式」 を平成19年度より試行しており、現在25件試行している。



- ▶専門工事会社から技術提案を提出させ、入札参加者と合わせて技術評価する。
- ▶技術評価点(加算点)の配点割合

(標準 I 型)



(加算点全体の20%~30(50)%)

【対象工事】

・専門工事部分が<u>法面処理工事、杭・基礎工事、地盤改良</u> 工事のいずれかで、工事全体に占める重要度が高いもの。

【審査・評価方法の留意点】

- ・<u>原則として</u>、入札参加者(元請)及び<u>専門工事業者</u>双方の 配置予定技術者より<u>ヒアリングを実施</u>。
- ・専門工事部分を元請が施工することは妨げない。

基幹技能者評価型

※複数の地方整備局で試行

- >専門工事会社との契約等において、基幹技能者の優先 配置等、基幹技能者を活用する場合、(元請)企業の施工 能力として評価する。
- ▶技術評価点の配点割合

(簡易型)

加算点(40点)			施工体制審査点	
施工	易な :計画 O点)	施工能力等 (20点) (約1点)	地域 (10点)	(30点)

基幹技能者部分の配点 (加算点全体のうち1~2%程度)

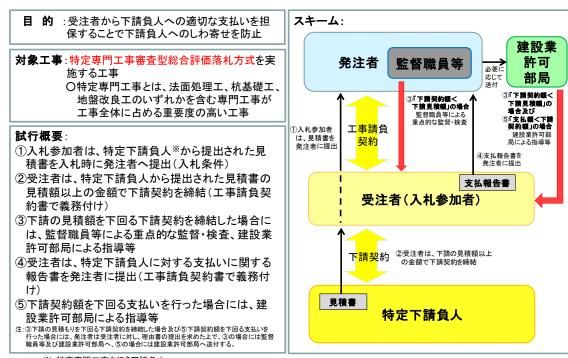
【対象基幹技能者】

・「鳶・土工」、「機械土工」、「鉄筋」、「型枠」、「配管」等を対象としている。

図-21 特定専門工事審査型総合評価方式の概要

下請企業の技術力を適切に評価することとして、「特定専門工事審査型総合評価方式」の適用工事の規模、種類、内容等について検討し、適用件数を拡大するとともに、技術提案審査型の実施マニュアル改善、基幹技能者評価型のマニュアル作成や、現在評価している「「鳶・土工」、「機械土工」、「鉄筋」、「型枠」、「配管」の他に、業界より要望のあった「電気工事」、「造園」、「建設塗装」、「内装仕上工事」、「建築鈑金」等の評価について検討する。

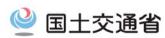
その他、受注者から下請負人への適切な支払いを担保することで下請負人へ のしわ寄せを防止することを目的とした「下請負人の見積を踏まえた入札方式」 の試行概要について提示をした。



※:特定専門工事を行う下請負人

図-22 下請負人の見積を踏まえた入札方式の概要

総合評価方式の活用・改善等による 品質確保に向けた検討について(案)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

P1

1. 平成22年度の実施計画(案)



(1)総合評価方式の実施状況のフォローアップ

○国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況を年次報告としてとりまとめ、公表する 【資料2】

(2)入札契約制度等に関する透明性の確保

- ①総合評価方式における更なる透明性向上に関する検討
- 〇H22.4より実施した透明性の確保等に関する改善策について、実施状況を把握する【資料3-1】
- ○発注機関、建設業界及び一般の方々に対して、これまで実施してきた<mark>透明性に関する取り組み等に関して広く意見聴取(アンケート及びパブリックコメント)を実施</mark>し、更なる透明性の確保に関する取り組みについて検討する【資料3-2】
- ②工事関連データの提供・共有化、工事内容を説明する機会の設置
 - ○工事関連データについて、技術提案を希望する者に対して容易に提供できるようマニュアル(案)を作成する とともに、85件程度の試行を実施し、その結果を分析・評価する。これを踏まえて、工事関連データ提供の推 進について検討する【資料3-3】
- ○合わせて、異なる発注者間における工事成績等のデータの相互利用等の可能性について検討する
- OITを活用した工事内容を説明する機会の設置に関するマニュアル(案)を作成するとともに、15件程度の試行を実施し、その結果を分析・評価する。これを踏まえて、情報交換の推進について検討する【資料3−4】

③工事の総合評価方式の運用ガイドラインの作成

〇平成21年度に提示した「標準案」の実施状況等を踏まえ、工事の総合評価方式に関する運用ガイドラインを策定する

(3)多様な発注方式の導入・普及に関する検討

- ①総合評価方式における二段階選抜方式、事後審査方式の試行・評価
 - 〇技術提案を求める案件(標準型)で、提案者が比較的多い案件において、二段階選抜方式を試行し、受発注者間の事務の効率化に関して、分析・評価を行う。(5~10件程度試行)【資料4-1】
 - 〇予定価格超過が多く見込まれる案件等において、事後審査方式を試行し、受発注者間の事務の効率化に関して、分析・評価を行う(5~10件程度試行)。【資料4-2】

②国内における国際的な入札方式の活用

- 〇国土交通省における成長戦略(H22.5)に基づき、建設業の海外展開を支援するため、以下の入札方式を 導入する【資料4-3】
 - (1)設計付工事発注方式におけるコンソーシアム方式の導入
 - (2)第三者技術者(the Engineer)の導入 等

③維持管理付き工事発注方式の試行・評価

〇民間企業の技術力・経験を一層活用するために、ダム・堰放流施設制御装置の更新工事を対象に、維持 管理付工事発注方式(5力年国庫債務負担行為)を試行し、技術力導入の効果等について分析・評価す る【資料4-4】

④技術提案の効果的な活用方法

〇高度技術提案型の技術提案費用については、その必要額に対する支払の是非及び技術提案の取扱に ついて整理する。

直轄工事における総合評価方式の実施状況 (平成21年度 年次報告)

国土技術政策総合研究所

作成の目的について

 本年次報告は、国土交通省における総合評価方式の 現況を取りまとめ、公表することにより、同方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する 諸課題への確実な対応に資することを目的として作成 するものである。

【構成】

- 1. 平成21年度 年次報告のポイント
- 2. 総合評価方式の実施状況
 - 2-1. 総合評価方式の普及・拡大状況
 - 2-2. 高度技術提案型の実施状況
 - 2-3. 技術評価の実施状況
 - 2-4. 落札者の状況
 - 2-5. 施工体制確認型の実施状況

1. 平成21年度 年次報告 のポイント

1. 平成21年度 年次報告のポイント

(1)普及・拡大の状況

- 平成21年度における総合評価方式の適用率は件数ベースで99.2%、金額ベースでは99.6%となり、ほぼ100%の適用状況となっている。【P6、P7】
- タイプ別では、件数ベースで最も多いのは簡易型の6,737件(全体に占める割合6 0.5%)であるが、金額ベースでは標準型の9,113億円(同61.3%)で、平成20 年度と傾向は変わらない。【P6、P7】
- また、早期発注対策として実施した実績重視型は2,796件(同25.1%)、2,050 億円(同13.8%)を占めた。【P6、P7】

(2) 高度技術提案型の実施状況

平成21年度における高度技術提案型の実施件数は6件(同0.05%)、実施金額は91億円(同0.6%)であり、平成20年度と比較して13件、806億円減少した。その主な理由は、平成21年度において早期発注による手続き期間の短縮、大規模事業の見直しによる発注方針の変更等が考えられる。【P8】

1. 平成21年度 年次報告のポイント

(3)技術評価の実施状況

- ・ 加算点合計に占める技術評価点の割合は、標準型(I型)、標準型(I型)、簡易型、 実績重視型のいずれも90%以上となる件数が過半数を超えている。【P9】
- ・ 各評価項目の配点率は、標準型(I型)では、ほとんどの地方整備局で「技術提案」の 配点率を50%以上としており、90%以上としている地方整備局があるが、40%以下と しているところもあり、相違がみられる。一方、標準型(I型)では、「技術提案」の配点 率が20%~60%程度となっている。簡易型では、約半数が10%~30%程度の配点 率となっている。【P10、P11】
- コンクリート構造物工事と土工事の技術提案課題の配点率は、標準型(I型)、標準型(I型)いずれも、ほとんどの地方整備局で「性能・機能」の配点率が高くなっている。一方、「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が高い地方整備局もある。【P12、P13】

(4)標準型における評価項目

- ・ 平成21年度において、「技術提案」に次いで各評価項目の採用率が高いのは、標準型(I型)、標準型(I型)ともに「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」である。 また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、平成21年度において、標準型(I型)は「ヒアリング」、標準型(I型)は「地理的条件」である。【P14、P15】
- ・ 技術提案に係る具体的な課題の設定状況について、平成21年度において、採用率が高いのは標準型(I型)では「コンクリートの耐久性向上」、標準型(I型)では「安全施工対策」である。また、落札者と非落札者の得点率に差がついているのは、平成21年度において、標準型(I型)は「安全施工対策」、標準型(I型)は「コンクリートの耐久性向上」である。【P16、P17】

1. 平成21年度 年次報告のポイント

(5)簡易型における評価項目

• 簡易型の評価項目のうち、平成21年度において採用率が特に高いのは、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」で、ほぼ100%であり、次いで「地域貢献の実績」も高い。また、簡易型の評価項目のうち、平成21年度において、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「ヒアリング」、「地理的条件」である。【P18、P19】

(6)落札者の状況

・ 加算点の平均は、標準型(I型)50.1点、標準型(I型)36.8点、簡易型28.2点、 実績重視型26.6点、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、標準型(I型)56.4%、標準型(I型)31.8%、簡易型26.3%、実績重視型27.7%となって おり、いずれも技術評価を重視する度合いが大きいほど高い割合・配点となっている。 これは、平成20年度と傾向は変わらない。【P20~P22】

(7)施工体制確認型の実施状況

• 施工体制確認型を導入した場合の平均工事成績評定点は75.4点で、導入しない場合と比較して1.7点高い。【P23】

2. 総合評価方式の実施状況

2-1. 普及・拡大の状況

・平成21年度における総合評価方式の適用率は件数ベースで99.2%となり、ほぼ100%の適用状況となっている。

・タイプ別では、最も多いのは簡易型の6,737件(全体に占める割合60.5%)で、最も少ないのは高度技術提案型の6件(同0.05%)である。また、早期発注対策として実施した実績重視型(簡易型の内数、以下同じ)は2,796件で、全総合評価件数の25.1%を占めた。

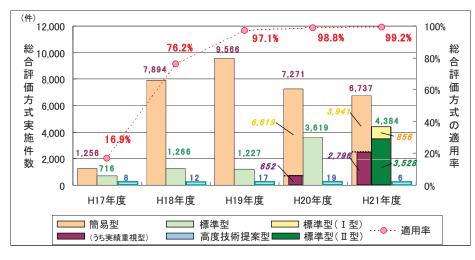


図1 年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1)8地方整備局における実施件数。

2-1. 普及・拡大の状況

- ・平成21年度における総合評価方式の適用率は金額ベースで99.6%となり、ほぼ100%の適用状況となっている。
- ・タイプ別では、最も多いのは標準型の9,113億円(全体に占める割合61.3%)で、最も少ないのは高度技術提案型の91億円(同0.6%)である。また、早期発注対策として実施した実績重視型は2,050億円で、全総合評価件数の13.8%を占めた。

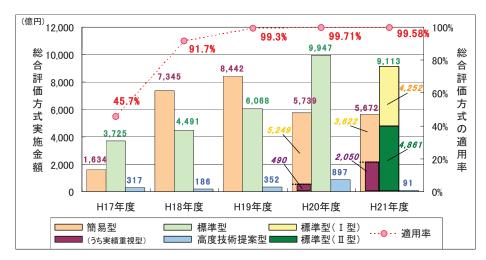


図2 年度別・タイプ別の実施状況(金額)

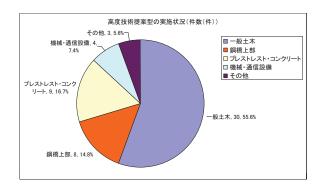
注1)8地方整備局における当初実施金額。

注2)適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価方式実施金額の割合。

2-2. 高度技術提案型の実施状況

- ・高度技術提案型は、平成18~21年度において、一般土木、鋼橋上部、プレストレストコンクリートの各工種において実施する場合が多く、件数ベースで47件(全体に占める割合87.0%)、金額ベースで1,366億円(同89.5%)である。
- ・平成21年度において、高度技術提案型の実施件数が減少した主な理由は、早期発注による手続き期間の短縮、 大規模事業の見直しによる発注方針の変更等が考えられる。

[高度技術提案型]



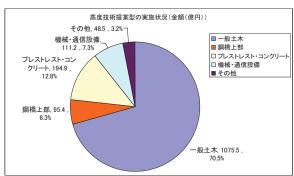


図3 高度技術提案型 件数と金額(平成18年度~平成21年度)

2-3. 技術評価の実施状況

・満点(標準点+加算点満点+施工体制点)に占める技術評価点の割合は、標準型(I型)、標準型(I2)、簡易型、実績重視型の何れも90%以上となる件数が過半数を超えており、それぞれ63.4%、65.7%、80.9%、84.7%を占めている。

[標準型(Ⅰ型)]

図4 技術評価点の分布(平成21年度)

[簡易型]

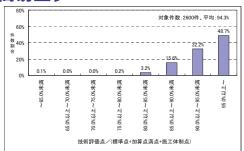


図6 技術評価点の分布(平成21年度)

〔標準型(Ⅱ型)〕

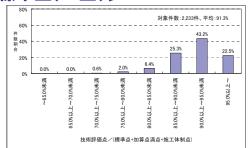


図5 技術評価点の分布(平成21年度)

[(うち実績重視型)]

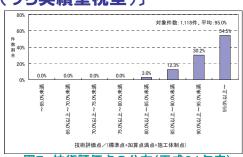


図7 技術評価点の分布(平成21年度)

注1)主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。(以降、P11~P13も同様)

2-3. 技術評価の実施状況

- ・標準型(I型)では、ほとんどの地方整備局で、「技術提案」の配点率を50%以上としており、90%以上としている地方整備局があるが、40%以下としているところもあり、相違がみられる。標準型(I型)では、「技術提案」の配点率が20%~60%程度となっている。
- ・「技術提案以外」の配点率は、たとえば「企業の施工能力」を高く設定している地方整備局もあれば、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」の配点率を同程度に設定している地方整備局もあるなど、標準型(I 型)、標準型(I 型)ともに、配点率に相違がみられる。

[標準型(|型)]

[標準型(||型)]

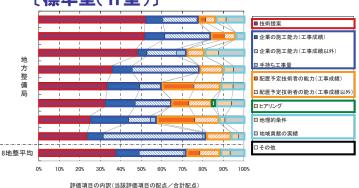


図8 地方整備局別 各評価項目の配点率(標準型) (平成21年度)

注1)平成21年度の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。 注2)配点率は、合計に対する当該評価項目の配点の割合

2-3. 技術評価の実施状況

- ・簡易型では、「簡易な施工計画」を設定していない地方整備局もあるが、約半数が10%~30%程度の配点率となっている。
- ・「簡易な施工計画以外」の配点率は、たとえば「企業の施工能力」を高く設定している地方整備局もあれば、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」の配点率を同程度に設定している地方整備局もあるなど、簡易型、実績重視型ともに、配点率に相違がみられる。

「簡易型) [(うち実績重視型)] ■企業の施工能力(工事成績) □ 企業の施工能力(工事成績以外) 地方整備局 地方整備 □手持ち工事量 ■配置予定技術者の能力(工事成績 ☑配置予定技術者の能力(工事成績以外 □ヒアリング □地理的条件 □地域貢献の実績 8地整平均 8地整平均 20% 40% 60% 80% 100% 20% 40% 60% 80% 100% 評価項目の内訳(当該評価項目の配点/合計配点) 評価項目の内訳(当該評価項目の配点/合計配点)

図9 地方整備局別 各評価項目の配点率(簡易型) (平成21年度)

注1)平成21年度の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。 注2)配点率は、合計に対する当該評価項目の配点の割合

2-3. 技術評価の実施状況

・コンクリート構造物工事は、標準型(I型)、標準型(I型)のいずれも、ほとんどの地方整備局で「性能・機能」の配点率が高くなっている。一方、「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が高い地方整備局もある。

[標準型(|型)]

〔標準型(||型)〕

コンクリート構造物工事

平成21年度

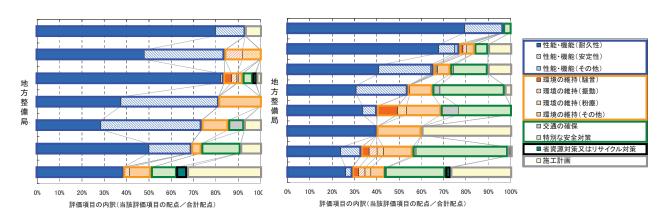


図10 地方整備局別 技術提案課題の配点率(標準型)

2-3. 技術評価の実施状況

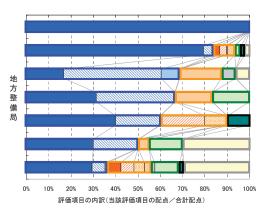
・土工事は、標準型(I 型)、標準型(II 型)のいずれも、ほとんどの地方整備局で「性能・機能」の配点率が高くなっている。一方、「交通の確保・特別な安全対策」の配点率が高い地方整備局がある。(なお、「性能・機能」及び「環境の維持」だけの地方整備局はマッチングできた工事が1件である。)

[標準型(|型)]

[標準型(||型)]

土工事

平成21年度



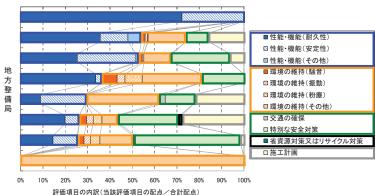


図11 地方整備局別 技術提案課題の配点率(標準型)

注1)平成21年度の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、CORINSデータとマッチングできた工事を対象。当該工事がない地方整備局もある。 注2)配点率は、合計に対する当該評価項目の配点の割合

2-4. 標準型における評価項目

- ・標準型(I型)の評価項目のうち、平成21年度において、「技術提案」に次いで採用率が高いのは、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」である。
- ・標準型(Ⅱ型)の評価項目のうち、平成21年度において、「技術提案」に次いで採用率が高いのは、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」である。

「標準型(Ⅰ型)〕

「標準型(Ⅱ型)]

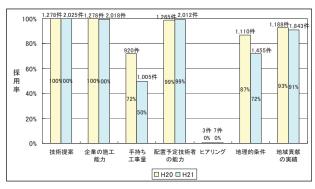


図12 各評価項目の採用率(平成20年度、平成21年度)

注1)採用率:総合評価方式の全適用工事に対する当該評価項目の採用工事の割合。 注2)平成20年度、平成21年度の契約工事のうち、主要4工種(一般土木、As舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

2-4. 標準型における評価項目

- ・標準型(I型)の評価項目のうち、平成21年度において、落札者の得点率の平均値が高いのは「地理的条件」、「ヒアリング」、及び「手持ち工事量」である。また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「ヒアリング」、「地理的条件」、及び「企業の施工能力」である。
- ・標準型(II 型)の評価項目のうち、平成21年度において、落札者の得点率の平均値が高いのは「ヒアリング」、「地理的条件」、及び「地域貢献の実績」である。また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「地理的条件」、「ヒアリング」、及び「地域貢献の実績」である。

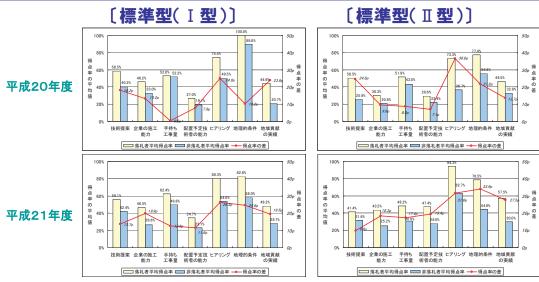


図13 各評価項目の落札者と非落札者の得点率と得点率の差(平成20年度、平成21年度)

- 注1)得点率:各評価項目の配点に対する得点の割合。
- 注2)得点率の差:落札者と非落札者の平均得点率の差
- 注3)平成20年度、平成21年度の契約工事のうち、主要4工種(一般土木、As舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

2-4. 標準型における評価項目

- ・標準型(I 型)の課題設定状況をみると、平成21年度において採用率が最も高いのは「コンクリートの耐久性向上」である。
- ・標準型(Ⅱ型)の課題設定状況をみると、平成21年度において採用率が最も高いのは「安全施工対策」である。

[標準型(Ⅰ型)]

80% 60% 採 40% 364 23件 17件 18% 21% 229 10% 15% 13% 16% 11% コンクリートの 耐久性向上 施工計画 (施工計画全般) 安全施工対策 鋼材の耐久性 工事中の騒音 ひび割れ抑制 対策 □ H20 □ H21

「標準型(Ⅱ型)〕



図14 技術提案に係る具体的な課題の設定状況(平成20年度、平成21年度)

2-4. 標準型における評価項目

・標準型(I 型)の評価項目(技術提案)のうち、平成21年度において、落札者の得点率の平均値が高いのは「工事中の騒音対策・低減値」、「安全施工対策」である。また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「安全施工対策」、「鋼材の耐久性向上」である。

・標準型(Ⅱ型)の評価項目(技術提案)のうち、平成21年度において、落札者の得点率の平均値が高いのは「工事中の騒音対策・低減値」、「コンクリートの耐久性向上」、及び「第三者(住民等)に対する安全対策」である。また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「コンクリートの耐久性向上」、「工事中の騒音対策・低減値」である。

[標準型(Ⅰ型)]

[標準型(Ⅱ型)]





| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100%

平成21年度

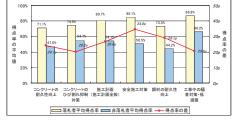




図15 各評価項目の落札者と非落札者の得点率と得点率の差(平成20年度、平成21年度)

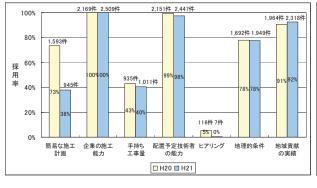
- 注1) 得点率: 各評価項目の配点に対する得点の割合。
- 注2) 得点率の差: 落札者と非落札者の平均得点率の差
- 注3)平成20年度、平成21年度の契約工事のうち、主要4工種(一般土木、As舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

2-5. 簡易型における評価項目

- ・簡易型の評価項目のうち、平成21年度において採用率が特に高いのは、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」で、ほぼ100%の採用率であり、次いで「地域貢献の実績」も高い。「ヒアリング」については採用がほとんどない。
- ・実績重視型についても平成21年度における採用率の傾向はほぼ同様である。

〔簡易型〕

〔(うち実績重視型)〕



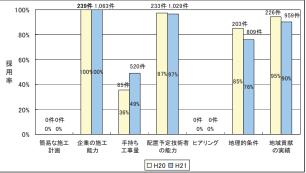


図16 各評価項目の採用率(平成20年度・21年度)

2-5. 簡易型における評価項目

- ・簡易型の評価項目のうち、平成21年度において、得点率の平均値が高いのは「ヒアリング」、「地理的条件」、及び 「簡易な施工計画」である。また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「ヒアリング」、「地理的条件」である。(ただし、「ヒアリング」を採用している工事件数は7件である。)
- ・実績重視型についても、平成21年度における全体の傾向は「簡易な施工計画」「ヒアリング」(採用なし)を除いて簡 易型とほぼ同様である。

[簡易型] [(うち実績重視型)] 25p 60% 60% 15p 平成20年度 409 100 40% 簡易な施工 企業の施工 手持ち 配置予定技術者 アリング 地理的条 他域貢献の実績 計画 能力 工事量 の能力 簡易な施工 企業の施工 手持ち 配置予定技 ヒアリング 地理的条件 地域貢献 計画 能力 工事量 術者の能力 の実績 ■ 落札者平均得点率 ■ 非落札者平均得点率 — 得点率の差 ■ 落札者平均得点率 ■ 非落札者平均得点率 — 得点率の差 100% 80% 40p 80% 32.8p 56.5% 60% 30p 60% 38.3% 40.49 36.1% 平成21年度 40% 161n 20p 40% 24.3% 100 20% 20% 手持ち 配置予定技 ヒアリング 地理的条件 地域貢献 工事量 術者の能力 の宝結 簡易な施工 企業の施工 手持ち 配置予定技 ヒアリング 地理的条件 地域貢献 計画 能力 工事量 術者の能力 の実績 簡易な施工 企業の施工 計画 能力

■ 落札者平均得点率 ■ 非落札者平均得点率 — 得点率の差 ■ 落札者平均得点率 ■■ 非落札者平均得点率 → 得点率の差 図17 各評価項目の落札者と非落札者の得点率と得点率の差

- 注1)得点率:各評価項目の配点に対する得点の割合。
- 注2)得点率の差:落札者と非落札者の平均得点率の差
- 注3)平成20年度、平成21年度の契約工事のうち、主要4工種(一般土木、As舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

2-6. 落札者の状況

- ・加算点の平均は、標準型(Ⅰ型)50.1点、標準型(Ⅱ型)36.8点、簡易型28.2点、実績重視型26.6点となっ ており、技術評価を重視する度合いが大きいほど高い配点となっている。
- ・加算点数別では、標準型(1 型)は加算点を50点以上とした件数が53.4%を占める一方、その他の型は、全て3 0~40点とした件数が最も多く、標準型(Ⅱ型)63.0%、簡易型60.9%、実績重視型63.7%を占める。

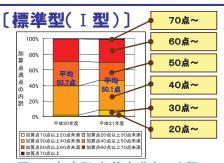


図18 年度別:加算点満点の内訳

[標準型(Ⅱ型)] 60点~ 50点~ 60% 平均 37.8 ₫ 36.8点 40点~ 40% 20% 30点~ 0% 20点~ □ 加算点10点以上20点未滿 □ 加算点20点以上30点 ■ 加算点30点以上40点未滿 ■ 加第点40点以上50点未滿 ■ 加第点50点以上60点未滿 ■ 加第点60点以上70点未滿 ■ 加第点60点以上70点未滿 10点~

図19 年度別:加算点満点の内訳



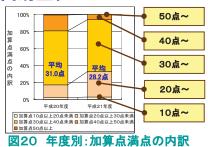


図21



年度別:加算点満点の内訳

50p 40p 30p 得

20p 美

40p

30p 得

20p 克

10p

2-6. 落札者の状況

・最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、標準型(I 型)56.4%、標準型(I 型)31.8%、簡易型26.3%(実績重視型は27.7%)となっており、技術評価を重視する度合いが大きいほど高い割合となっている。

[標準型(I型)]

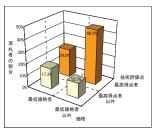
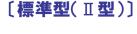


図22 落札者の内訳 (平成20年度)

第400 第十日 300 第6 00 200 8年 00 200 95 00 200 96 00 200 96 00 200 96 00 200 96 00 200 96 00 200 96 00 200 96 00 200 97 00 200 97 00 200 98

図23 落札者の内訳 (平成21年度)



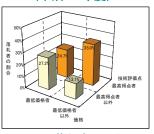


図24 落札者の内訳 (平成20年度)

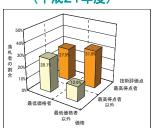


図25 落札者の内訳 (平成21年度)

2-6. 落札者の状況

〔簡易型〕

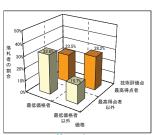


図26 落札者の内訳 (平成20年度)

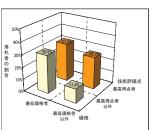


図27 落札者の内訳 (平成21年度)



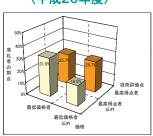


図28 落札者の内訳 (平成20年度)

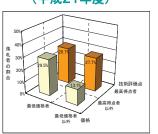


図29 落札者の内訳 (平成21年度)

2-7. 施工体制確認型の実施状況

- ・施工体制確認型を導入した場合の平均工事成績評定点は75.4点で、導入しない場合と比較して1.7点高い。
- ・工種別に、施工体制確認型を導入した場合と導入しない場合における工事成績評定点を比較すると、何れの工種においても、導入した場合の方が高い値を示しており、特に、建築(2.3点差)、一般土木(2.2点差)、AS舗装(1.6点差)の差が大きい。
- ・落札率も、何れの工種においても、導入した場合の方が高い値を示しており、特に、電気設備(11ポイント)、造園(9ポイント)、建築(9ポイント)の差が大きい。

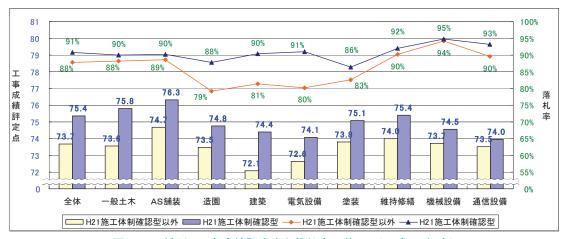


図30 工種別 工事成績評定点と落札率の状況 (平成21年度)

注1)工種別は、平成21年度の実施件数が100件以上の工種を対象。

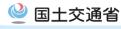
入札契約制度等に関する透明性の確保



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

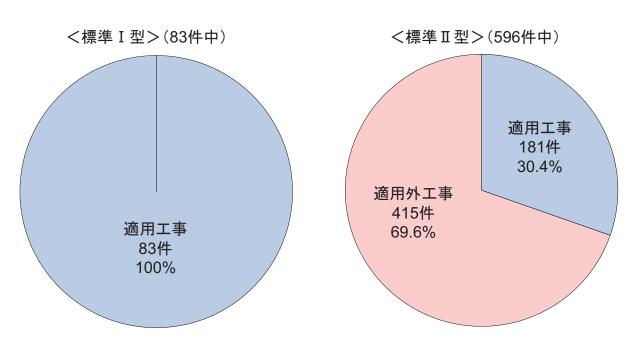
P19

【資料3-1】透明性の確保等に関する改善策の実施状況



改善策①

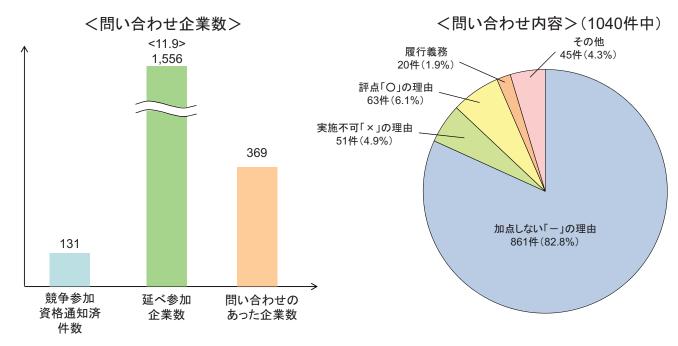
技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知。



※8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において、H22.4.1~ H22.8.31に発注手続きを開始した工事が対象(港湾空港関係除く) **P20**

改善策②

改善策①の通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる 専用の窓口を 各地方整備局に新たに設置。



注) <>書は、競争参加資格通知済工事1件当たりの参加企業数

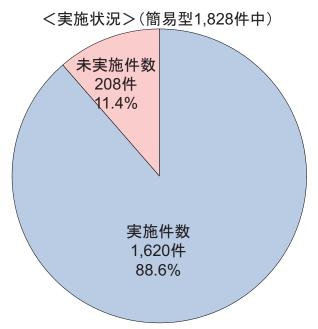
※8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において、H22.4.1~ H22.8.31に発注手続きを開始した工事が対象(港湾空港関係除く) **P21**

🤐 国土交通省

改善策③

工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量*による設定は行わない。

*例えば橋梁の長さ(何m以上)、舗装の施工面積(何㎡以上)、盛土・切土の施工量(何㎡以上)等



○技術提案の採否等の通知に関する問い合わせの回答例

【提案者からの問い合わせ】

技術提案のテーマ

施工上配慮すべき事項(クレーンの転倒に対する安全対策)

具体的な技術提案の内容

クレーン設置地盤を、ブルドーザ掘削にて、ヤードを造成することにより、傾斜地での作業に伴う クレーンの転倒を防止する。

確認したい事項

上記の技術提案に対して、「一」評価の通知をいただきましたが、詳細な理由を説明願います。

標準的な安全対策と判断されたのでしょうか

効果や範囲が適当でないあるいは低いと判断されたのでしょうか

提案内容が抽象的、提案の表現が曖昧、あるいは提案の実行の有無が確認できないと判断され たのでしょうか

【発注者からの回答】

問い合わせに対する回答

本工事の技術提案の評価項目は、「施工上配慮すべき事項(クレーンの転倒に対する安全対 策)」について設定しております。

「クレーン設置地盤を、ブルドーザー掘削にて、ヤードを造成することにより、傾斜地での作業に伴 うクレーンの転倒を防止する。」の提案は、標準案と比較してその効果が同等と評価しています。

P23

【資料3-2】入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査の概要



🥝 国土交通省

調査目的

「技術評価に関する更なる透明性・客観性の確保」、「建設業者の技術力が十分発揮できる競争環境 の確保」等の総合評価方式のさらなる改善方策の検討を行うため、発注機関・建設業者の関係者なら びに一般の方々に対し、入札・契約制度等の運用に関するアンケート調査を行う。

調査対象

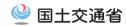
- 〇発注者
 - 国土交通省地方整備局等(沖縄総合事務局を含む)、事務所(約240) 都道府県(47)、政令市(19)
- 〇応札者(予定)
 - •(社)日本土木工業協会加盟企業(約140)
 - ・(社)全国建設業協会加盟企業(約21,000社から企業の規模のバランスを考慮して1%程度抽出)
- 〇一般の方々

調查対象

- ○発注者及び応札者に対しては、調査票を発送し回収
- 〇一般の方々からは、インターネット等によりご意見を伺う

調査スケジュール

- 〇平成22年 9月 アンケート調査票の発送・回収、インターネットに掲示
- 〇平成22年10月 アンケート結果の集計・分析・報告

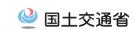


アンケート調査項目

- 1. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組みについて
 - (1)平成22年4月より実施した改善策
 - 1)技術提案の評価(採否)の通知について
 - 2) 問い合わせ窓口の設置について
 - 3)入札資格要件における実績要件の緩和について
 - (2)透明性の確保についてこれまで講じてきた対策について
 - (3)透明性の確保に関する新たな取り組みについて
- 2. 総合評価方式の導入効果、改善要望について(H20.10調査結果との比較)
- 3. 回答者の属性について

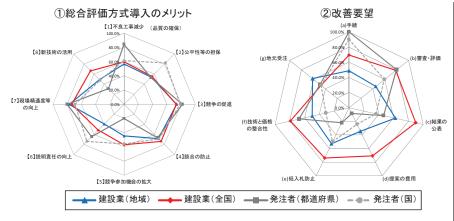
P25

アンケート調査の具体的内容(案)



1. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組みについて

国土交通省においては、平成20年10~11月に総合評価方式の実施に関する課題や改善策等の入札契約制度に関して、受発注者双方にアンケート調査を実施し、これらの意見を分析した上で、改善に向けた取り組みを行ってきました。その中で、総合評価方式の導入に関して、受発注者双方ともメリットを評価している一方、運用に対して改善要望がありました。

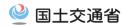


改善要望項目	建設会社からの具体的な意見			
(a)手続に伴う時間・事務 費用	「時間がかかりすぎる」、「配置予定技 術者が長時間拘束される」			
(b)技術提案の適正な審 査・評価	「評価結果のバラツキが生じる」			
(c)評価結果の公表	「評価結果を具体的に公表(個別通知) して欲しい」			
(d)技術提案の作成費用	「全ての型で費用負担が発生している」 、「提案資料作成の費用を回収する方 法がない」			
(e)低入札防止効果	「低入札でも落札できる場合がある」、「ペナルティが甘い・ない」、「調査基準価格の設定が妥当か(低いのではないか)」			
(f)技術提案と予定価格 の整合性	「技術提案内容が予定価格に反映され ない」			
(g)地元企業の受注機会 の拡大	「さらなる地元重視(評価)が必要」、「 受注機会が特定の企業に偏っている」			

【アンケート対象数と回答状況】

<u> </u>	MCHH I N/MI			
	対象数	回答数	回答率	
国土交通省地方整	E備局等	10	10注1)	100.0%
	都道府県	47	44注2)	93.8%
地方公共団体	政令市	17	16注2)	94.4%
	市町村	1,799	1,471	81.8%
7.4 =∩. △ →↓	(社)全国建設業協会加盟企業	282	229	81.2%
建設会社	(針)日本土太工業協会加明企業	126	72	57 1%

- 注1)10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。
 - 2)この他に複数回答した地方公共団体が2あった。
 - 3)以下の分析については、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を 含めた。また、地方公共団体の回答総数には複数回答数を含めた。



(1)平成22年4月から実施した改善策

国土交通省においては、こうしたアンケート調査の結果や関係する産業分野の方々の意見等を踏まえ、総合評価方式に透明性の確保に関して、平成22年4月より以下の取り組みを実施することとしました。

1)技術提案の評価(採否)の通知について

◇総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価 内容を当該提案企業に対して通知することとしました。

採否通知の具体例(加点評価の通知)

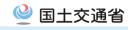


【質問内容】

- Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか。(a:期待できる、b:少し期待できる、c:期待できない、d:わからない)
- Q:自由意見

P27

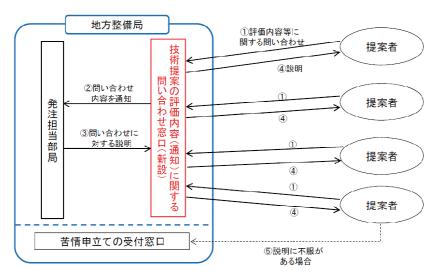
アンケート調査の具体的内容(案)



2) 問い合わせ窓口の設置について

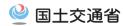
◇この通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる専用の窓口を 各地方整備局に 新たに設置することとしました。





【質問内容】

- Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか。(a:期待できる、b:少し期待できる、c:期待できない、d:わからない)
- Q:自由意見



3)入札参加資格要件における実績要件の見直しについて

◇工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量*による設定は 行わず、総合評価落札方式の技術評価における施工能力の評価として行うこととしました。

*例えば橋梁の長さ(何m以上)、舗装の施工面積(何㎡以上)、盛土・切土の施工量(何㎡以上)等

入札参加資格要件における実績要件の見直しイメージ

- <入札参加要件の記載項目>(一般的なもの:WTO対象工事を除く)
- (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
- (2)当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者 (会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3)地域要件

(4)施工実績

例1)(ア)道路橋又は鉄道橋であること。

(イ)最大支間長が25m以上であること。

例2) (ア) 2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、舗装の表層面積が10,000m2以上のエ 事であること

例3)(ア)河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が4,000m3以上であること。

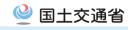
- (5)監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- (6)以下, 略 …

【質問内容】

- Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか。 (a:期待できる、b:少し期待できる、c:期待できない、d:わからない)
- Q:競争環境の拡大に寄与することが期待できますか。(a:期待できる、b:少し期待できる、c:期待できない、d:わからない)
- Q:自由意見

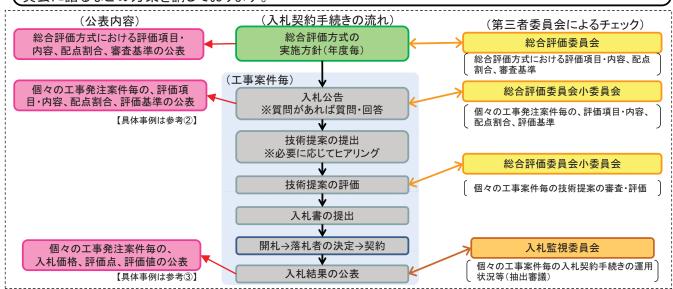
P29

アンケート調査の具体的内容(案)



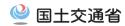
(2)透明性の確保に関するこれまで講じてきた対策について

国土交通省においては、これらの改善策以前にも透明性の確保に関して、一般競争入札の拡大(参考①)を図るとともに、実施方針や個々の工事の評価方法を公表するとともに、これらの決定に対して、第三者委員会に諮るなどの方策を講じております。



【質問内容】

- Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか。 (a:期待できる、b:少し期待できる、c:期待できない、d:わからない)
- Q:競争環境の拡大に寄与することが期待できますか。(a:期待できる、b:少し期待できる、c:期待できない、d:わからない)
- Q:自由意見



(3)透明性の確保に関する新たな取り組みについて

国土交通省においては、総合評価方式をはじめとする入札契約制度の透明性の確保等について、引き続き改善を図ってまいりたいと考えております。今度、新たに取り組むべき事項について、ご意見、ご要望をお聞かせください。

【質問内容】 Q:改善が必要と思われる事項及びその具体的な方法についてご記入ください。(複数回答可)									
()技術提案の審査・評価の内容の更なる公表 【具体的に:]							
()企業・技術者の実績・成績評価の公表、発注機関における評価者名の公表 【具体的に:	1							
()技術提案作成に必要なデータの提供、工事内容を説明する機会の設置 【具体的に:]							
()異なる発注機関が保有する企業・技術者の実績・成績データの相互活用 【具体的に:]							
()その他 【具体的に:]							

P31

アンケート調査の具体的内容(案)



2. 総合評価方式の導入効果、改善要望について(H20.10調査結果との比較)

※前回調査した国土交通省、地方公共団体、建設企業を対象

【質問内容】

Q:総合評価方式導入のメリットとして、発現が 認められる効果には「②」、今後発現が期待 される効果には「〇」を選択してください。(複 数回答可)

【工事品質の確保・向上】

() 不良工事の減少(最低限の品質確保)

【透明性・公平性・競争性】

- () 透明性・公平性の担保
- () 競争の促進
- ()談合の防止
- () 競争参加機会の拡大

【発注担当職員・企業の意識】

- () 説明責任の向上
- () 現場精通度等の向上
- () 新技術の活用

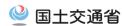
【その他】

()	その他①	(具体的に:)
()	その他②	(具体的に:)
()	その他③	(具体的に:)

【質問内容】

- Q:総合評価方式の導入に対し、現在お持ちの改善要望 の内容を各項目に対し5段階で評価してください。
 - ※5段階評価については、下記のいずれかを選択してください。
 - ①改善要望として特に重要
- ②改善要望として重要
- ③重要でないが改善要望としてある ④改善要望としていない
- ⑤分からない

改善要望項目	5段階評価	問題認識の内容 (自由記述)
手続に伴う時間・事務費用		
技術提案の適正な評価・審査		
評価結果の公表		
技術提案の作成費用		
低入札防止効果		
技術提案と予定価格の整合性		
地元企業の受注機会の拡大		
	_	
その他	_	
	_	



3. 回答者の属性について

【質問内容】

Q:回答者の属性について教えてください。

【発注者の場合】

- ①発注機関名 ②担当課・役職 ③主な事業内容
- ④年間発注件数・金額 ⑤④のうち総合評価方式実施件数・金額 他

【建設会社の場合】

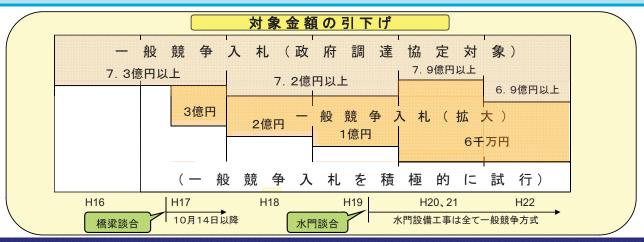
- ①主な受注工事の種類 ②営業エリア ③資本金の額
- ④受注金額 ⑤総合評価方式への参加件数、うち落札件数 他

【一般の方々の場合】

①地域 ②職業

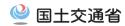
P33

参考(1) 工事における総合評価方式と一般競争入札の拡大・拡充 🔮 国土交通省



地方整備局における一般競争入札及び総合評価落札方式による契約実績





工事案件毎の評価項目・内容、配点割合、評価基準、評価点

①施工計画(技術提案)

評価項目	評価基準	評価点
施工上配慮すべき事項 「周辺環境に配慮した具体的な施	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫がみられる。 (評価:「優」)	3 0
工計画」について	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫がみられる。 (評価:「良」)	1 5
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切である。 (評価:「可」)	0
	不適切である。	欠格

②-1企業の施工能力

評価項目	評価基準	評価点
工事成績	80点以上	1 0
当該工種での過去2年間の 工事成績評定点の平均点	75点以上80点未満	5
	70点以上75点未満	2
	70点未満(含実績無し)	0
	※2年連続平均点が60点未満	欠格
工事成績 (評価点減点)	6 5 点未満有り	-10
	6 5 点未満無し	0
優良工事表彰	局長表彰あり	5
	事務所長表彰あり	3
	表彰の実績無し	0
安全管理優良請負者表彰	表彰あり	5
	表彰無し	0
イメージアップ優良工事表	表彰あり	2
彰	表彰無し	0
工事成績優秀企業認定	認定あり	5
	認定なし	0
コスト縮減工事表彰	表彰あり	2
	表彰無し	0
優良下請表彰企業の活用	優良下請表彰企業を当該工事で活用する	3
	活用しない	0

②-1企業の施工能力

評価項目	評価基準	評価点
事故及び不誠実な行為	文書注意	-8
	口頭注意	-4
	なし	0
	修補請求による修補を実施中である	-8
	契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である	-8
「難工事」施工実績の評価	実績有り	5
	実績無し	0
手持ち工事量比率	手持ち工事量比率 0.5未満	2
	手持ち工事量比率 0.5以上1未満	1
	手持ち工事量比率 1以上	0

②-2配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評価点
優良工事技術者表彰	表彰あり	5
	表彰無し	0

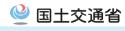
③企業の信頼性社会性

評価項目	評価基準	評価点
過去10年間の近隣地域で	施工実績有り	2
の施工実績	施工実績なし	0

④施工体制(施工体制評価点)

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実 効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	1 5
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保 の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることな どにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより 確実に実現できると認められる場合	1 5
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が緩れ確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
		23

参考③ 入札結果等の公表例



(c) (に) + (ほ)

30

30

30

30

30

合計② a+b+c

158.409

177.727 161.818 180.000

159.545 155.000 174.318

180.000

145.909 151.590

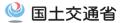
149.318

入札調書

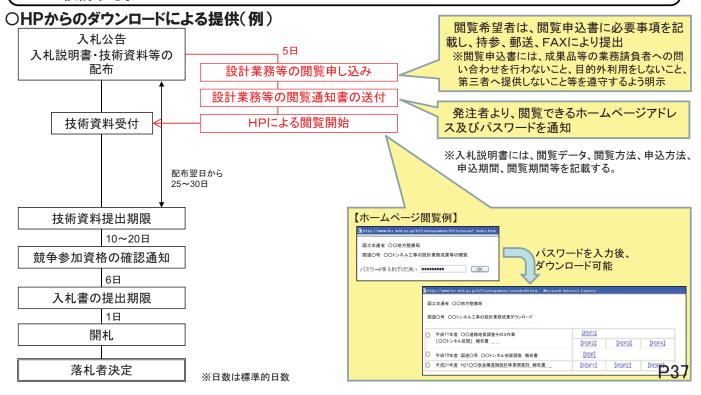
工事案件毎の入札価格、評価点、評価値 評価点内訳

					i								
					評価点(②)の内訳								
								評価点	#1.mm.101		ħ	布工体制評価	点
業者名	入札価格 ①	評価点 ②	評価値 ②/①	備考	標準点 (a)	施工計画(周 辺環境に配慮 した具体的な 施工計画につ いて (い)	企業の 施工能力 (ろ)	企業の 信頼性・ 社会性 (は)	小計 (い)+(ろ)+(は)	加算点 [※] (b)	品質確保の実効性	施工体制 確保の 確実性 (ほ)	(1
〇〇建設(株)	¥340,000,000	158.409	46.590		100	15	8	2	25	28.409	15	15	
(株)××組	辞退				100	15	11	2	28	-			
(株)△△工業	¥336,000,000	177.727	52.894		100	30	10	2	42	47.727	15	15	
	¥332,000,000	161.818	48.740		100	15	11	2	28	31.818	15	15	
	¥333,000,000	180.000	54.054	落札	100	30	14	0	44	50.000	15	15	
	無 効				100	30	12	2	44	-			
	¥340,000,000	159.545	46.925		100	15	9	2	26	29.545	15	15	
	¥335,000,000	155.000	46.268		100	15	7	0	22	25.000	15	15	
	¥338,500,000	174.318	51.497		100	30	7	2	39	44.318	15	15	
	¥337,500,000	180.000	53.333		100	15	27	2	44	50.000	15	15	
	¥342,000,000	145.909	42.663		100	0	12	2	14	15.909	15	15	
	¥348,000,000	151.590	43.560		100	15	2	2	19	21.590	15	15	
	¥331,000,000	149.318	45.111		100	0	15	2	17	19.318	15	15	

50(加算点満点)

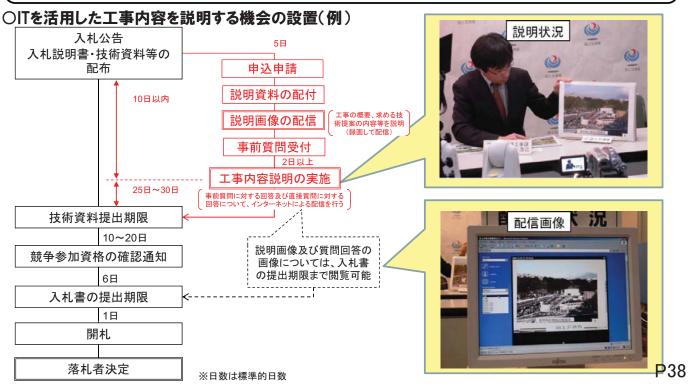


技術提案を希望する者に対して容易に提供できるようマニュアル(案)を作成するとともに、85件程度の試行を実施し、その結果を分析・評価する。これを踏まえて、工事関連データ提供の推進について検討する。

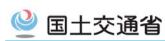


【資料3-4】工事内容を説明する機会の設置について ^{🎱 国土交通省}

受発注者間における情報共有を図るため、工事内容を説明する機会の設置に関するマニュアル (案)を作成するとともに、15件程度の試行を実施し、その結果を分析・評価する。これを踏まえて、情報交換の推進について検討する



多様な発注方式の導入・普及に関する検討



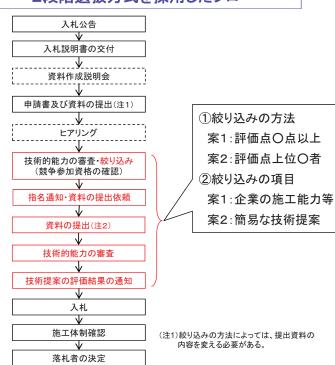
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

P39

【資料4-1】総合評価方式における二段階選抜方式の試行について 🎱 国土交通省

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価方式における二段階選抜方式 を平成22年度において5~10件程度試行する。

2段階選抜方式を採用したフロー

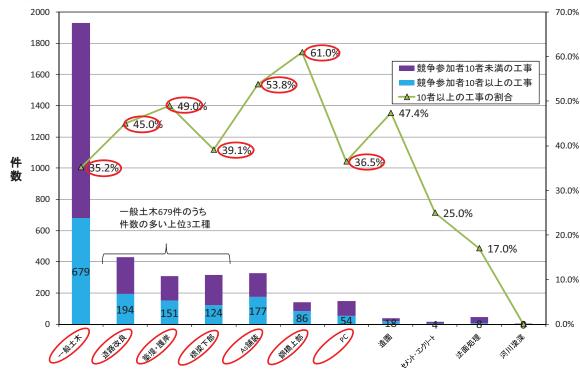


〇試行工事の概要(予定)

地整	予定件数	工事の概要			
北海道	数件予定	未定			
東北	1件	橋梁上部工 又は改良工事			
関東	1件	検討中(築堤工事)			
中国	2件	検討中 (トンネル、 アスファルト舗装工事)			
四国	2件	鋼橋梁上部工、トンネル			
九州	1件	検討中			

P40

【参考】入札参加者10者以上の工事件数(平成21年度契約工事)



- ※ 平成21年度契約の標準型(WTO対象工事除く)の工事(一般土木・As舗装・鋼橋上部・造園・セメトコンクリート・PC・法面処理・河川浚渫)が対象。
- ※ 競争参加者10者以上の工事は1,026件(予定価格超過・辞退・不参加・無効の参加者を含む) (一般土木(道路改良、築堤・護岸、橋梁下部)、As舗装、鋼橋上部、PCの合計は786件。)

P41

【資料4-2】総合評価方式における事後審査方式の試行について

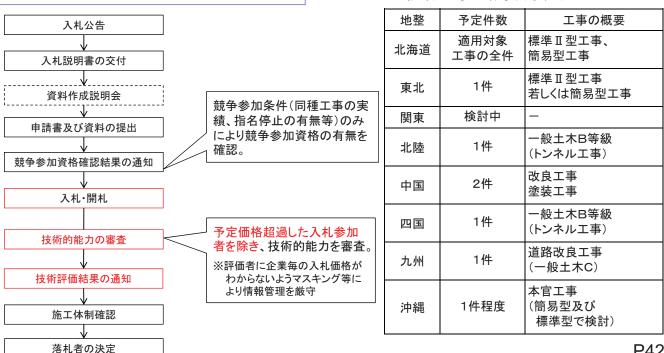


🤒 国土交通省

技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価方式における事後審査方式を平 成22年度において5~10件程度試行する。

事後審査方式を採用したフロー

〇試行工事の概要(予定)



P42



国土交诵省成長戦略(H22.5)

(抜粋)

▶国際展開にあたっての工程(スタンダードの整備)

早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む)

2~3年後の実現を目指すもの

将来的な方向性を示すもの

国内スタンダードのグローバルスタンダードへの適合
・国際的な発注、契約方式(PPP等)などのグローバル スタンダードの積極的な国内への活用等 ・グローバルスタンダードの国内への適用拡大 ・グローバルスタンダードへの円滑な対応を図るための 日本企業への支援等 ・各分野におけるグローバルスタンダードの 国内普及の促進等

検討体制の立ち上げ

▶メンバー : 学識経験者、建設業・建設コンサルタント関係業界の代表等

(国土交通省関係各課等及び関係機関)

▶検討課題 : (1)設計付工事発注方式におけるコンソーシアム方式の活用

(2)第三者技術者(the Engineer)の活用

(3)その他、国際的な発注・契約方式の活用

▶スケジュール(案): H22.9 第1回懇談会(予定)

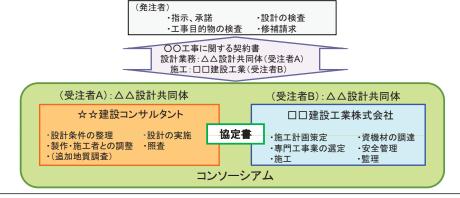
P43

設計付工事発注方式におけるコンソーシアムの導入



コンソーシアムの導入の目的

- ▶民間企業の技術力、ノウハウを活用して、品質確保を図るため、橋梁等の構造物工事や設備工事において、設計付工事 発注方式を導入。設計部門の技術力等の高い土木コンサルタント等と施工会社の共同体(コンソーシアム)による競争参加 を可能とすることにより、より良い品質確保が期待される。
- ▶海外において広く行われている設計付工事発注方式への参加を促進するとともに、パッケージ化への対応の一助となる。



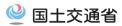
コンソーシアムの導入の課題

▶土木コンサルタントと施工会社の責任分担

▶競争参加条件、技術評価方式等

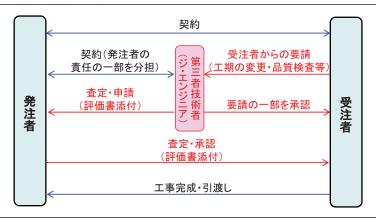
- 「協定書」: 代表者、出資割合、責任範囲、利益配当、かし担保等
- ▶契約書の形式・内容
 - 「委託」と「請負」を別々に結ぶのか、一括して結ぶのか 等

P4/4



第三者技術者(the Engineer)導入の目的

- ▶海外工事において広く用いられているFIDIC(国際コンサルティング・エンジニヤ連盟)土木工事標準約款に準拠した契約を 行うことにより、海外工事への参加を促進する。
- ▶発注者、受注者以外に第三者技術者(the Engineer)を位置づけるとともに、これら三者間における諸手続きを明確化することにより、事務手続きの効率化等を図る。



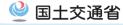
第三者技術者(the Engineer)導入の課題

▶第三者技術者の役割とかし担保

- ▶受注者からの要請に対する手続きの明確化
- ・分担する発注者の責務の内容、第三者技術者の責務による かし担保責任の内容の明確化等
- ▶第三者技術者を担う技術者の能力選定方法 等

P45

【資料4-4】維持管理付き工事の概要

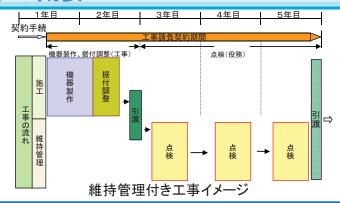


【概要】

・施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う

【試行】

H22においては、ダム・堰管理用制御処理設備の更新工事において3件試行(5ヶ年契約 (H22-H26))



【維持管理付き工事導入のメリット】

◆設備の品質向上

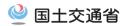
・通信設備工事において、維持管理付き工事発注方式を導入。従前は機器仕様どおりに製作された装置が 納入されてきたところであるが、設備の維持管理の容易化を念頭に置いた機器製作・据付調整が行われる ことにより、効率的な維持管理が期待され、維持管理に関する設備の品質向上につながる。

◆円滑な設備運用

・従前は設備の完成、引渡後に初期の動作不具合等が発見された場合、まず点検業者による原因調査、責任範囲の切り分けを行い、その後の修理までに時間を要していたところであるが、一つの契約であり、工期内であることから設備納入業者により迅速な原因調査、責任範囲の切り分けが可能となり、円滑な設備運用を行うことができる。

【総合評価技術提案(案)】

維持管理の改善に資する機器製作の提案、維持管理の改善提案を求める



◆競争参加資格

・ 本試行は、建設業法に規定する建設工事(機器製作及び据付調整)と建設業法の適用外である点検等(役務の提供等)を併せた発注であることから、入札参加資格については「工事」の競争参加資格を求めるほか、「役務の提供等」の競争参加資格も求める

◆技術者等の配置

• 3ヵ年目からは建設業法における工事に該当しない期間であることから、主任(監理) 技術者の専任を求めない

◆国債中途年次における支払い

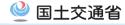
・ 工事部分が完了する2ヵ年目の部分引き渡し時において、予算決算及び会計令 第101条の10(部分払の限度額)のただし書きを適用し、10/10支払う(通常の既済部 分引き渡しにおける支払限度額は9/10である)

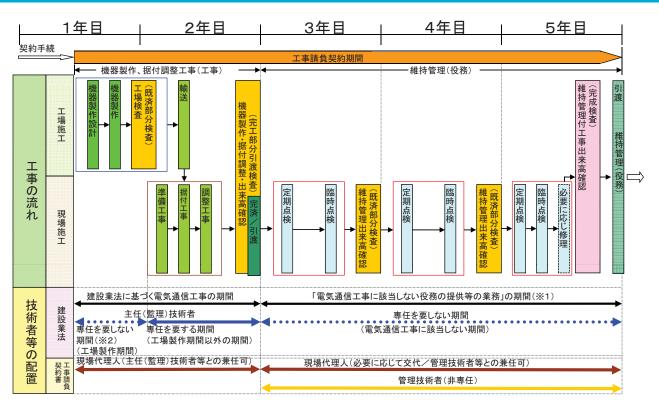
◆かし担保期間

・ 従前同様、工事部分が完了する2ヵ年目の部分引き渡し後、2年間のかし担保期間。 ただし、受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、10年間のかし担保期 間。

P47

維持管理付き工事の実施フロー(案)





(※1):建設業許可事務ガイドラインについて(平成13年4月3日) (※2):監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日)

入札・契約制度等の 透明性確保に関するアンケート調査

一集計結果の概要 一



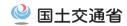
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

P49

❷ 国土交通省

【目次】

1. アンケートの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)・・・・・・・・・・ P. 3
(1)総合評価方式の導入効果・・・・・・・・・・・P. 3
(2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)・・・・・・・・P.4
3. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み・・・・・・・・ P. 1
(1)透明性の確保等に関する現在までの取り組み・・・・・・・P. 1
(2)透明性の確保等に関する今後新たに取り組むべき事項 ·····P. 1
4. 総合評価方式の改善に関する今後の取り組み・・・・・・・・・・P. 20
【参考】入札·契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査項目・・・・・ P. 2



○発注者及び応札者に対しては、調査票を発送し回収

〇一般の方々からは、インターネット(WEBアンケート)により意見を収集

調査期間

〇平成22年10月18日~平成22年11月12日

アンケート回答者数

	回答者数		
国土交通省地方	国土交通省地方整備局等		
业士八井田 仕	都道府県	47	
地方公共団体	政令指定都市	19	
	(社)全国建設業協会(略称:全建)	225	
	(社)日本土木工業協会(略称:土工協)	89	
建設企業	(社)日本道路建設業協会(略称:道建協)	45	
	(社)日本橋梁建設協会(略称:橋建協)	35	
	(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会(略称:PC建協)	20	
WEBアンケート(-	一般の方々) 右表に内訳を記載	716	

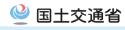
注1) 10地方整備局等の他に、工事発注を行っている全ての事務所から回答があった注2) 以下の分析については、国土交通省の回答数に事務所からの回答数を含めた

<WEBアンケート回答者属性別内訳>

属性	回答者数	備考
会社員	581	うち、建設関係企業が559
自営業	31	うち、建設関係企業が28
公務員	78	
大学・研究機関の研究者	5	土木·建築関係
学生	1	土木·建築関係
主婦	1	
その他	11	
無職	0	
(記入なし)	8	
WEBアンケート 計	716	

P51

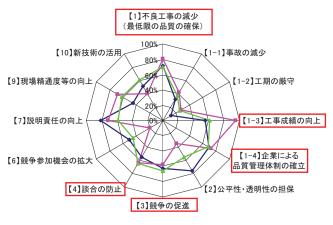
2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)

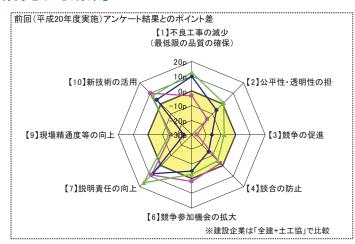


(1)総合評価方式の導入効果

- ▶総合評価方式の導入効果として、発注者・建設企業ともに【1】不良工事の減少、【3】競争の促進、【4】談合の防止の割合が高い。
- >【1】の中でも、【1-3】工事成績の向上、【1-4】企業による品質管理体制の確立が高い評価を得ている。
 >前回(平成20年度実施)の調査結果と比較すると、【1】不良工事の減少、【7】説明責任の向上、【10】新技術の活用の割合が高くなった一方、 【3】競争の促進、【9】現場精通度等の向上の割合が低くなっている。

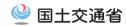
●「発現が認められる効果」または「今後発現が期待される効果」





国土交通省(事務所回答を含む) 地方公共団体(都道府県+政令指定都市) 建設企業

図1 総合評価方式の導入効果



(2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)

>総合評価方式に対する改善要望として、発注者、建設企業ともに【2】技術提案の評価・審査の割合が高い。また、発注者からは【1】手続きに伴う時間・事務費用の割合が高い一方、建設企業からは【3】評価結果の公表、【7】地元企業の受注機会の拡大の割合が高い。
>前回の調査結果と比較すると、【2】技術提案の評価・審査の割合が高くなった一方、その他の項目については割合が減少している。

●「改善要望(問題認識)として特に重要」または「改善要望(問題認識)として重要」

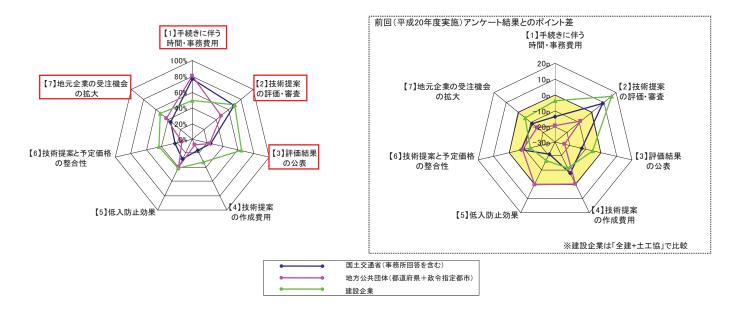


図2 総合評価方式に対する改善要望(問題認識)(1)

P53

2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)



(2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)・建設業者団体別

- ▶建設企業を種類別に見てみると、地方・大手ともに【2】技術提案の評価・審査、【3】評価結果の公表の割合が高い。また、地方建設企業からは 【7】地元企業の受注機会の拡大が高い。
- >前回の調査結果と比較すると、【2】技術提案の評価·審査、【7】地元企業の受注機会の拡大の割合が高くなった一方、その他の項目については割合が減少している。
- ●「改善要望(問題認識)として特に重要」または「改善要望(問題認識)として重要」

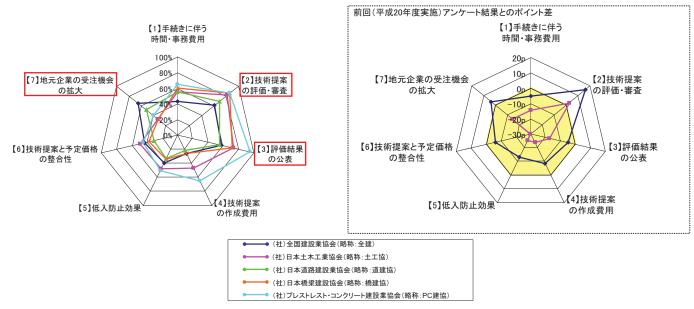
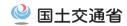


図3 総合評価方式に対する改善要望(問題認識)(2)

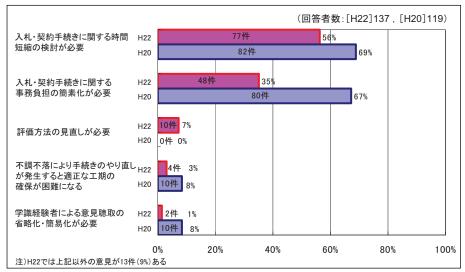


- (2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)
 - ①手続きに伴う時間・事務負担に係る事項

>国土交通省においては、「手続きに伴う時間・事務負担」に対する問題認識の具体的なものとして、「手続きの時間短縮を検討すべき」旨の意見 の割合が高いが、平成20年度と比較してポイント数は減少している。

▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

[国土交通省]

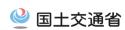


※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計 ※「改善要望(問題認識)として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等)は、回答者数に含まず集計

図4 具体的な改善要望(問題認識)[国土交通省](1)

P55

2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)

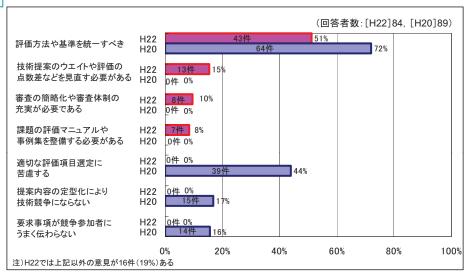


- (2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)
 - ②技術提案の審査・評価に係る事項

>国土交通省においては、「技術提案の審査・評価」に対する問題認識の具体的なものとして、「評価手法や基準を統一すべき」旨の意見の割合 が高いが、平成20年度と比較してポイント数は減少している。

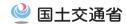
▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

[国土交诵省]



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

※目田回各を水の、等務局で分類のフス集計 ※「改善要望 (問題認識) として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等)は、回答者数に含まず集計 図5 具体的な改善要望(問題認識)[国土交通省](2)



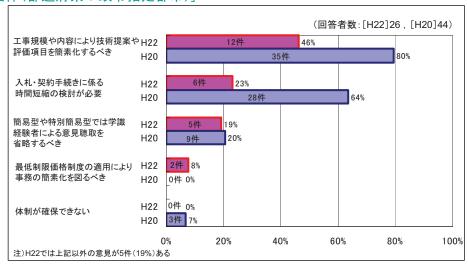
(2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)

①手続きに伴う時間・事務負担に係る事項

▶地方公共団体においては、「手続きに伴う時間・事務負担」に対する問題認識の具体的なものとして、「工事規模や内容により技術提案や評価項 目を簡素化すべき」旨の意見の割合が高いが、平成20年度と比較してポイント数は減少している。

▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

[地方公共団体(都道府県+政令指定都市)]

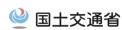


※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計 ※「改善要望 (問題認識) として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等) は、回答者数に含まず集計

図6 具体的な改善要望(問題認識)[地方公共団体](1)

P57

2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)

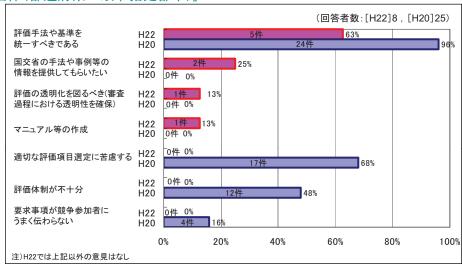


- (2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)
- ②技術提案の審査・評価に係る事項

>地方公共団体においては、「技術提案の審査・評価」に対する問題認識の具体的なものとして、「評価手法や基準を統一すべき」旨の意見の割 合が高いが、平成20年度と比較してポイント数は減少している。

▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

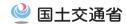
[地方公共団体(都道府県+政令指定都市)]



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

※「改善要望(問題設施)として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等)は、回答者数に含まず集計

図7 具体的な改善要望(問題認識)[地方公共団体](2)



(2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)

①手続きに伴う時間・事務負担に係る事項

>建設企業においては、「手続きに伴う時間・事務負担」に対する問題認識の具体的なものとして、「手続きの時間短縮をすべき」旨の意見の割合 が高いが、平成20年度と比較してポイント数は減少している。

▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

[建設企業(全建+土工協)]

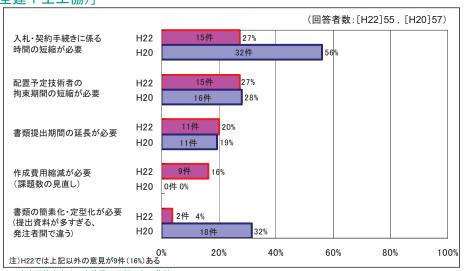
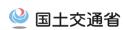


図8 具体的な改善要望(問題認識)[建設企業](1)

P59

2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)

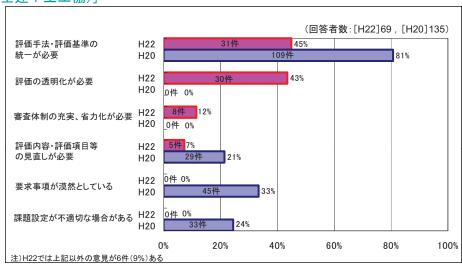


- (2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)
 - ②技術提案の審査・評価に係る事項

>建設企業においては、「技術提案の評価・審査」に対する問題認識の具体的なものとして、「評価手法・評価基準を統一すべき」旨の意見の割合 が高いが、平成20年度と比較してポイント数が減少している。

▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

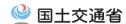
「建設企業(全建十土工協)]



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

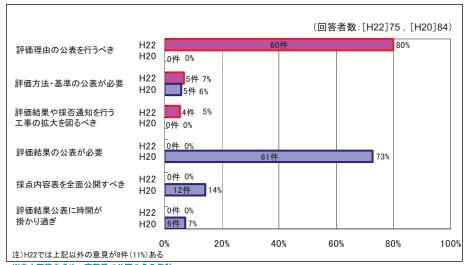
- ※「改善要望 (問題認識) として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等)は、回答者数に含まず集計

図9 具体的な改善要望(問題認識)[建設企業](2)



- (2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)
 - ③評価結果の公表に係る事項
 - ≻建設企業においては、平成20年度と比較して「評価結果を公表するべき」旨のポイント数が減少したものの、「評価理由を公表すべき」旨のポイ ント数は増加している。
 - 「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

[建設企業(全建+土工協)]



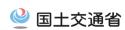
※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

※日本田田古で不の、平成周にフォックスポロ ※「改善要求」問題取録)として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし事)」とは、回答者数にある事業と

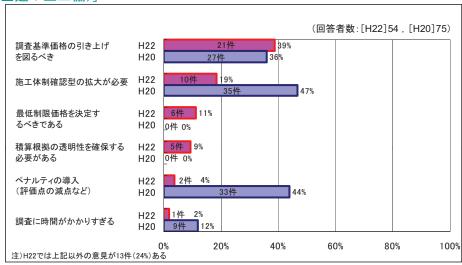
図10 具体的な改善要望(問題認識)[建設企業](3)

P61

2. 総合評価方式の導入効果・改善要望(問題認識)



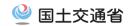
- (2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)
 - 4低入札防止に係る事項
 - ▶建設企業においては、「低入札防止」に対する問題認識の具体的なものとして、「調査基準価格の引き上げを図るべき」旨の意見の割合が高く、 「施工体制確認型の拡大が必要である」旨の意見の割合については平成20年度と比較してポイント数が減少している。
 - ▶「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見 [建設企業(全建+土工協)]



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

※「政善要望(問題認識)として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等)は、回答者数に含まず集計

図11 具体的な改善要望(問題認識)[建設企業](4)



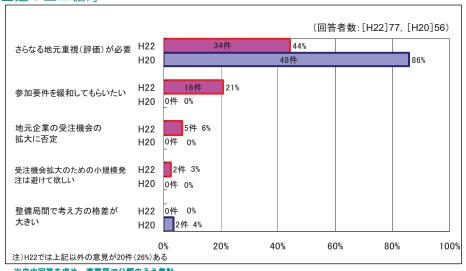
(2)総合評価方式に対する改善要望(問題認識)

⑤地元企業の受注機会の拡大に係る事項

≻建設企業においては、「地元企業の受注機会の拡大」に対する問題認識の具体的なものとして、「さらなる地元重視(評価)が必要である」旨の意 見の割合が高いが、平成20年度と比較してポイント数は減少している。

「改善要望(問題認識)として特に重要」とした回答者の意見

[建設企業(全建+土工協)]



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

※「山善東望(問題段戦)として特に重要」を選択した回答者の割合が20%を超える事項について、件数の多かった意見を記載 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見がない回答(空欄、「特になし」等)は、回答者数に含まず集計

図12 具体的な改善要望(問題認識)[建設企業](5)

P63

3. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み



(1)透明性の確保等に関する現在までの取り組み

▶「技術提案の評価(採否)の通知」をはじめ、これまでの透明性の確保等に関する取り組みについては、高い評価を得られている。

「期待できる」または「少し期待できる」

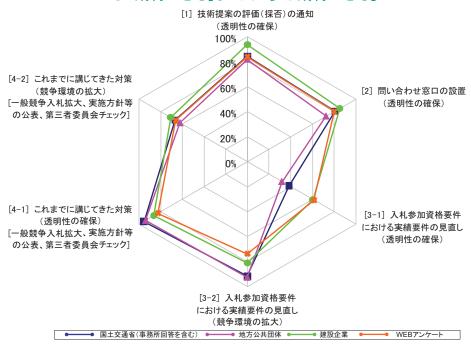
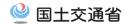


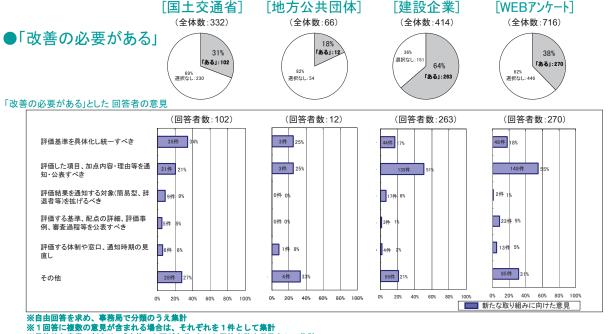
図13 現在までの取り組みに対する期待



(2)透明性の確保等に関する今後新たに取り組むべき事項

①技術提案の審査・評価内容の更なる公表

>「技術提案の審査・評価内容の更なる公表」について、発注者においては「改善が必要(取り組むべき)」とする割合が建設企業と比較して低く、 建設企業及びWEBアンケートにおいては「評価・加点した内容・理由を公表すべき」旨の意見の割合が高い。



※具体的な意見の割合は、「改善の必要がある」とした回答者数を母数として集計

図14 今後新たに取り組むべき事項についての意見(1)

P65

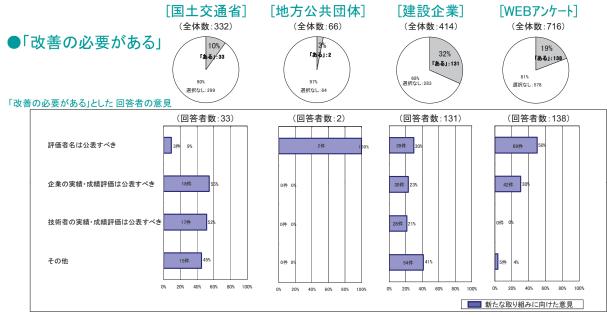
3. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み



(2)透明性の確保等に関する今後新たに取り組むべき事項

②企業・技術者の実績・成績評価の公表、発注機関における評価者名の公表

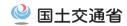
>「企業・技術者の実績・成績評価の公表、発注機関における評価者名の公表」については、「改善が必要(取り組むべき)」とする割合がそれほど 高くない。



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計

※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見の割合は、「改善の必要がある」とした回答者数を母数として集計

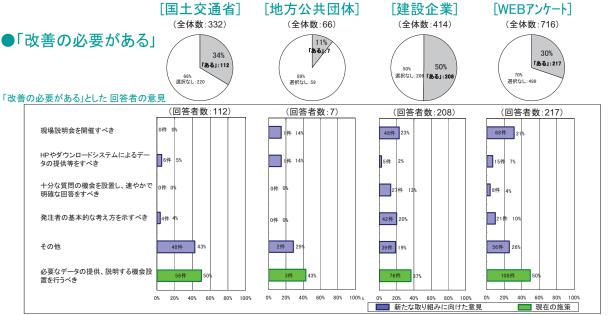
3. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み



(2)透明性の確保等に関する今後新たに取り組むべき事項

③技術提案作成に必要なデータの提供、工事内容を説明する機会の設置

>受発注者・WEBアンケートとも、「技術提案作成に必要なデータの提供、工事内容を説明する機会の設置」に対する取り組みの具体的なものとし て、「必要なデータの提供・説明する機会の設置をすべき」旨の現在試行している取り組みを実施すべきとする意見の割合が高い。



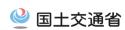
※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計

※具体的な意見の割合は、「改善の必要がある」とした回答者数を母数として集計

図16 今後新たに取り組むべき事項についての意見(3)

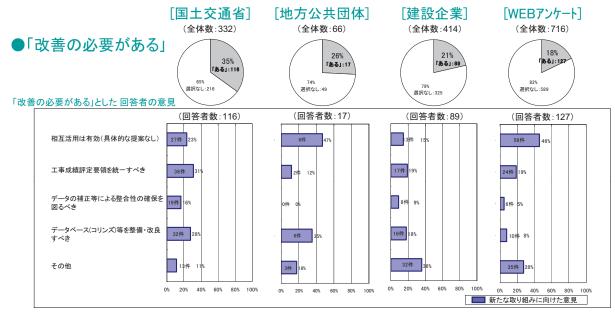
P67

3. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み

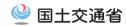


- (2)透明性の確保等に関する今後新たに取り組むべき事項
- ④異なる発注機関が保有する企業・技術者の実績・成績データの相互活用

くない。



※自由回答を求め、事務局で分類のうえ集計 ※1回答に複数の意見が含まれる場合は、それぞれを1件として集計 ※具体的な意見の割合は、「改善の必要がある」とした回答者数を母数として集計



(1)アンケート結果の分析評価

- ▶総合評価方式の導入効果については、発注者・建設企業ともに多くの項目で高い評価を得られている一方、その運用については引き続き改善要望が出ており、特に、建設企業側から技術提案の評価・審査について「評価手法や評価基準の統一が必要」等の改善要望が依然として高い。
- ▶これまでの透明性の確保等に関する取り組みについては、高い評価を得られている一方、今後取り組むものとして、発注者、建設企業、WEBアンケートともに、「技術提案作成に必要なデータの提供、工事内容を説明する機会の設置」や「異なる発注機関が保有する企業・技術者の実績・成績データの相互活用」があげられている。

(2) 今後の取り組み(案)

▶透明性の確保に関しては、受注者より「評価した項目、加点内容・理由等を通知・公表すべき」など改善の必要性が挙げられていることから、更なる透明性の確保に向けて改善策を検討する。

P69

【参考】入札・契約制度等の透明性確保に関するアンケート調査項目



アンケート調査項目

- 1. 総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組みについて
 - (1)平成22年4月より実施した改善策
 - 1)技術提案の評価(採否)の通知について
 - Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか【選択肢:期待できる,少し期待できる,期待できない,わからない】 Q:改善などの意見があれば具体的に記入【自由回答】
 - 2) 問い合わせ窓口の設置について
 - Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか【選択肢:期待できる,少し期待できる,期待できない,わからない】 Q:改善などの意見があれば具体的に記入【自由回答】
 - 3)入札資格要件における実績要件の緩和について
 - Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか 【選択肢:期待できる, 少し期待できる, 期待できない, わからない】
 - Q:競争環境の拡大に寄与することが期待できますか 【選択肢:期待できる, 少し期待できる, 期待できない, わからない】 Q:改善などの意見があれば具体的に記入【自由回答】
 - (2)透明性の確保についてこれまで講じてきた対策について
 - [一般競争入札拡大、実施方針等の公表、第三者委員会によるチェック]
 - Q:透明性の確保に寄与することが期待できますか 【選択肢:期待できる, 少し期待できる, 期待できない, わからない】
 - Q:競争環境の拡大に寄与することが期待できますか【選択肢:期待できる、少し期待できる、期待できない、わからない】
 - Q: 改善などの意見があれば具体的に記入 【自由回答】
 - (3)透明性の確保に関する新たな取り組みについて
 - ・技術提案の審査・評価の内容の更なる公表
 - ・企業・技術者の実績・成績評価の公表、発注機関における評価者名の公表
 - ・技術提案作成に必要なデータの提供、工事内容を説明する機会の設置
 - ・異なる発注機関が保有する企業・技術者の実績・成績データの相互活用
 - ・その他
 - Q:今後改善が必要と思われる事項について〈項目毎〉【選択肢:改善が必要、(選択無)】
 - Q: 具体的な方法を記入 〈項目毎〉【自由回答】



アンケート調査項目

- 2. 総合評価方式の改善提案について
 - Q:総合評価方式の改善に関する提案について記入【自由回答】
- 3. 総合評価方式の導入効果・改善要望について(平成20年度実施アンケート結果との比較)
 - (1)導入効果
 - ・不良工事の減少 ・公平性,透明性の担保 現場精通度の向上 事故の減少 競争の促進 説明責任の向上 •工期の厳守 ・談合の防止 ・新技術の活用 工事成績の公表 •その他 - 競争参加機会の拡大
 - ・企業による品質管理体制の確立
 - Q:総合評価方式の導入効果について〈項目毎>【選択肢:発現が認められる,今後発現が期待される,(選択無)】
 - (2)改善要望

 - ・手続に伴う時間・事務費用・佐入防止効果・技術提案の適正な評価・審査・技術提案と予定価格の整合性 ・地元企業の受注機会の拡大 評価結果の公表
 - ・その他 技術提案の作成費用
 - Q:総合評価方式の改善要望について
 - 〈項目毎〉【選択肢: 改善要望として特に重要、改善要望として重要、重要でないが改善要望としてある、改善要望としてない、分からない】
 - Q:具体的な内容を記入 〈項目毎〉【自由回答】
- 4. 回答者の属性について

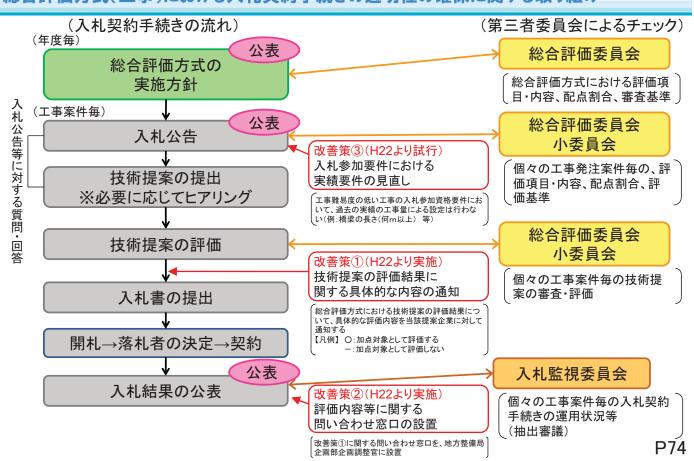
透明性の確保等に関する改善策の実施状況等について

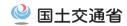


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

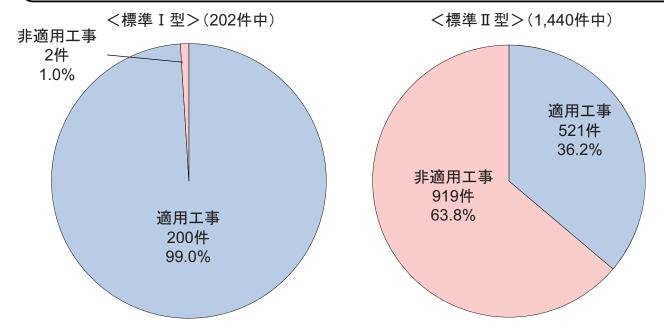
P73

総合評価方式(工事)における入札契約手続きの透明性の確保に関する取り組み国土交通省



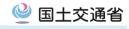


- ▶標準 I 型については、ほとんどの案件で実施。
- ▶標準Ⅱ型については、各地方整備局において、順次拡大しているところであり、36.2%の適用 状況となっている。

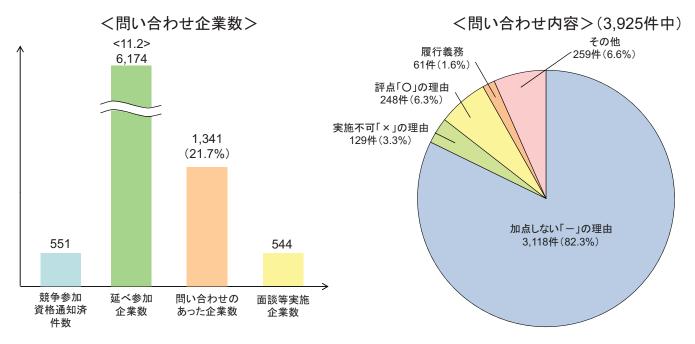


※8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において、H22.4.1~ H22.12.31に発注手続きを開始した工事が対象(港湾空港関係除く) P75

(2)評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置

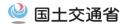


▶問い合わせのあった企業数は1.341社で、延べ参加企業数のうち21.7%となっている。 ▶問い合わせの内容は、加点しない「一」の理由が82.3%を占めている。

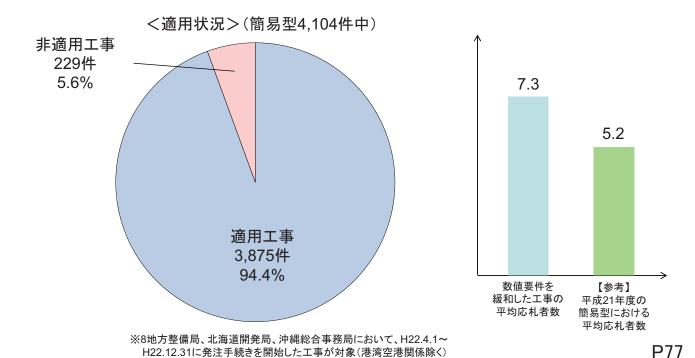


注)<>書は、競争参加資格通知済工事1件当たりの参加企業数 ()書きは、延べ参加企業数に対する割合

※8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において、H22.4.1~ H22.12.31に発注手続きを開始した工事が対象(港湾空港関係除く) P76



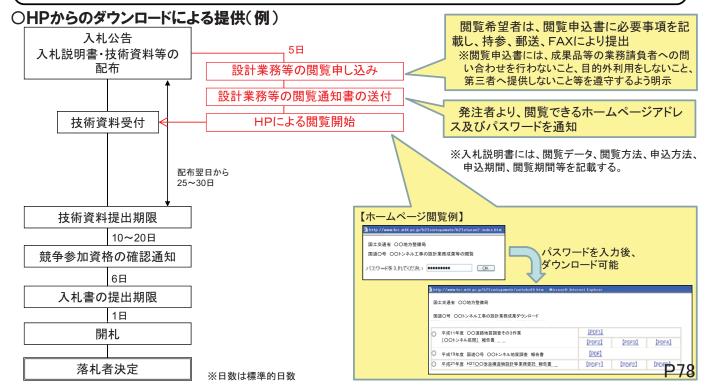
- ▶簡易型による発注した工事の94.4%で数値要件を緩和している。
- ▶数値要件を緩和した工事の平均応札者数は1件当たり7.3者となっており、平成21年度の簡易型における平均応札者数よりも増加している。



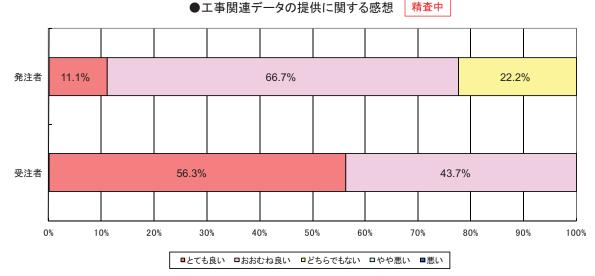
(4)工事関連データの提供について

第1回総合評価方式の活用・改善等による品質 確保に関する懇談会(H22.9.13)資料より作成

受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を図るため、工事関連データの提供について、マニュアル(案)を作成するとともに、HPからのダウンロードやCDでの貸与など103件の試行を実施。



▶工事関連データの提供については、受発注者双方より、概ね高い評価を得ている。



※発注者については、工事関連データの提供を実施した8地方整備局、北海道開発局に対してアンケートを実施。 また、受注者については、各地方整備局毎に集計した意見について、各地方整備局の重みを1として集計している。

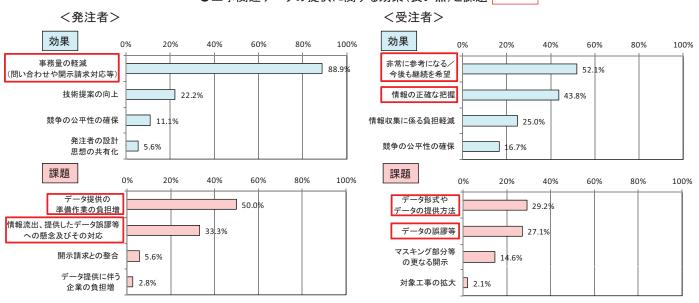
P79

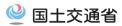
(4)工事関連データの提供について



- ▶発注者からは、問い合わせや開示請求対応などの事務量の軽減が効果として挙げられている一方、 提供するデータの準備作業に時間を要するなどの課題が挙げられている。
- ▶受注者からは、技術提案の作成等に非常に参考になるなどの効果が挙げられている一方、提供されるデータの形式やマスキング部分の更なる開示等が課題として挙げられている。

●工事関連データの提供に関する効果(良い点)と課題 精査中





OH23の取り組み方針

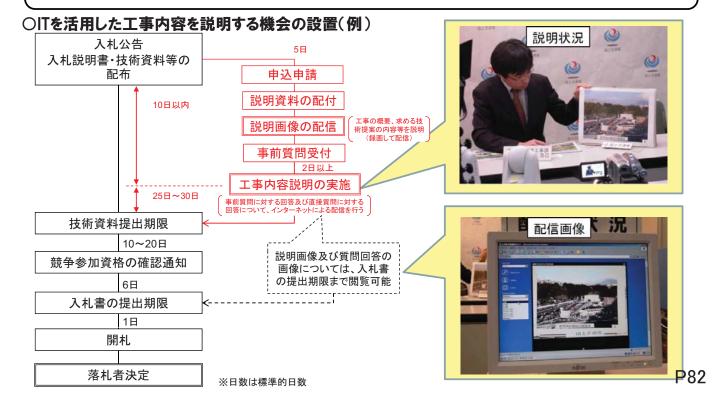
- ▶発注者からは「事務量の軽減」、受注者からは「非常に参考になる」や「情報の正確な把握」が効果としてあげられており、受発注者双方より、非常に高い評価を得ていることから、件数を増加し、引き続き試行を実施する。
- ▶改善すべき点として、発注者からは「データ提供の準備作業の負担増」や「情報流出、提供したデータの誤謬等への懸念及びその対応」、受注者からは「データ形式やデータの提供方法」や「データの誤謬等」が挙げられており、今後これらについて改善方策を検討する。

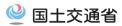
P81

(5)工事内容を説明する機会の設置について

第1回総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(H22.9.13)資料より作成

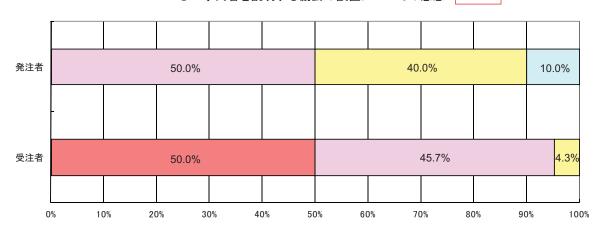
受発注者間における情報共有を図るため、工事内容を説明する機会の設置に関するマニュアル (案)を作成するとともに、様々な方法により27件の試行を実施。





▶工事内容を説明する機会の設置については、特に受注者より、高い評価を得ている。

■工事内容を説明する機会の設置についての感想 精査中

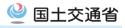


■とても良い □おおむね良い □どちらでもない □やや悪い ■悪い

※発注者については、工事内容を説明する機会を設置した8地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局に対してアンケートを実施。 また、受注者については、各地方整備局毎に集計した意見について、各地方整備局の重みを1として集計している。

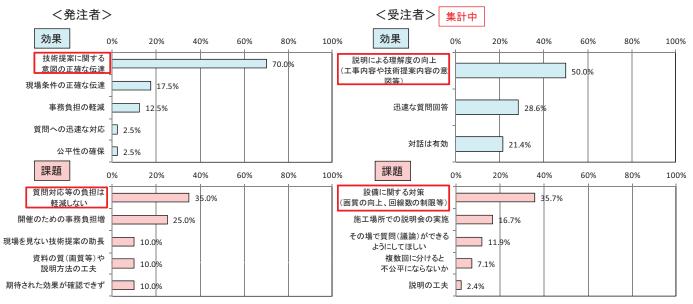
P83

(5)工事内容を説明する機会の設置について

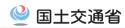


- ▶発注者からは、発注者の意図を正確に伝えられるなどの効果が挙げられている一方、説明会等の準備に時間がかかるなどの課題が挙げられている。
- ▶受注者からは、発注者の意図が理解しやすい等の効果が挙げられている一方、その場で質問(議論) できるようにしてほしいなどの課題が挙げられている。

●工事内容を説明する機会の設置についての効果(良い点)と課題



(5)工事内容を説明する機会の設置について



OH23の取り組み方針

- ▶発注者からは「技術提案に関する意図の正確な伝達」、受注者からは「説明による 理解度の向上」が効果としてあげられており、特に受注者より、非常に高い評価を得 ていることから、件数を増加し、引き続き試行を実施する。
- ▶改善すべき点として、発注者からは「質問対応等の負担は軽減しない」、受注者からは画質の向上や回線数の制限など「設備に関する対策」などが挙げられており、今後これらについて改善方策を検討する。

資料3

地元企業活用審査型総合評価落札方式等の 試行の拡大に関する検討



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

P87

検討事項

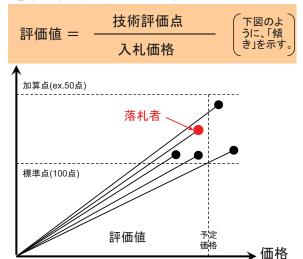


- (1)地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行の拡大
- (2)特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行の拡大
- (3)下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行
- (4)二段階選抜方式の試行の拡大

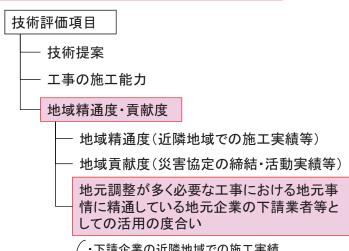
総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や 資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切 に評価する「地元企業活用審査型総合評価方式」を試行。

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者 を落札者とする方式のこと。



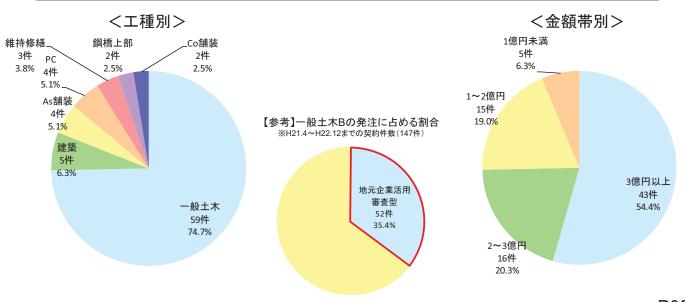
【地元企業活用審査型の技術評価項目】



- 下請企業の近隣地域での施工実績
- ・下請企業の社会的貢献に係る表彰
- ・地元(優良)資材会社の活用の度合い等 P89

(1)地元企業活用審査型総合評価方式の試行の拡大について②学

- ▶総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社におけ る地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査 型総合評価方式」を平成21年度より実施。現在79件を試行。
- ▶発注状況を工種別に見ると、一般土木が約75%を占めている。また、金額帯別に見ると、3 億円以上の工事が最も多く(54.4%)、比較的規模の大きい工事で適用されている。

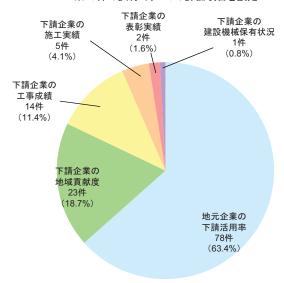




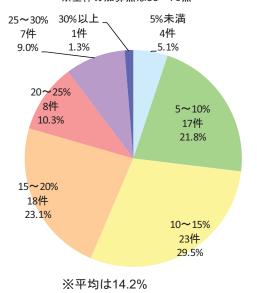
- ▶地元企業活用審査型総合評価落札方式において設定されている評価項目としては、<mark>地元企</mark> 業の下請活用率が最も多く(63.4%)、次いで下請企業の地域貢献度(18.7%)が高くなってい る。
- ▶配点割合については、0~15%が約60%であり、0~20%であれば75%を超える。

<評価項目の種類>

※79件の試行で、123の評価項目を設定



<下請企業に関する評価の配点割合> ※全体の加算点は35~70点



P91

地元企業活用審査型総合評価落札方式の検討事項



1. 適用件数の拡大

>地域建設企業が担うことが工事の品質確保の観点から望ましい事業について、 地域(地元)企業は活用する評価を行うこととして、「地元企業活用審査型総合評 価落札方式」の適用工事の規模、種類、内容等について検討する。

2. 評価項目の見直し

▶評価項目に地元企業の下請活用率を採用している案件が多いが、工事の品質確 保や優良な建設企業の評価を進める観点から、下請企業としてふさわしい評価項 目について検討する。

(2)特定専門工事審査型総合評価方式の試行の拡大について(学)



〇専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価する総合評価方式を平成19年度より95件で試行。

技術提案審査型

- ▶専門工事会社から技術提案を提出させ、入札参加者と合わせて技術評価する。
- ▶技術評価点(加算点)の配点割合

(標準 I 型)

加算点	施工体制審査点 (30点)		
技術提案 (50点)			
(8~18点)	(3~6点)		

専門工事部分の配点 (加算点全体の20%~30(50)%)

【対象工事】

・専門工事部分が<u>法面処理工事、杭・基礎工事、地盤改良</u> 工事のいずれかで、工事全体に占める重要度が高いもの。

【審査・評価方法の留意点】

- ・<u>原則として</u>、入札参加者(元請)及び<u>専門工事業者</u>双方の 配置予定技術者よりヒアリングを実施。
- ・専門工事部分を元請が施工することは妨げない。

基幹技能者評価型

※複数の地方整備局で試行

- ▶専門工事会社との契約等において、基幹技能者の優先 配置等、基幹技能者を活用する場合、(元請)企業の施工 能力として評価する。
- ▶技術評価点の配点割合

(簡易型)

加	施工体制審査点		
簡易な 施工計画 (10点)	施工能力等 (20点) (約1点)	地域 (10点)	(30点)

基幹技能者部分の配点 (加算点全体のうち1~2%程度)

【対象基幹技能者】

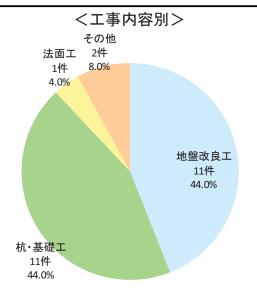
・「鳶・土工」、「機械土工」、「鉄筋」、「型枠」、「配管」等を対象としている。

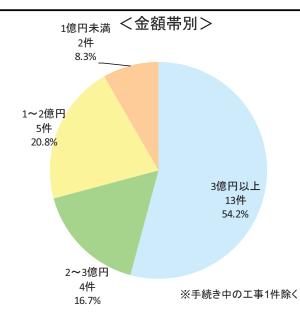
P93

(2)特定専門工事審査型総合評価方式の試行の拡大について^{22 国土交通省}

技術提案審査型

- ▶専門工事業者からの技術提案等を評価する技術提案審査型については、平成19年度より 実施。現在、25件試行(うち1件手続き中)。
- ▶試行工事を工事内容別に見ると、地盤改良工と杭・基礎工で8割以上を占めている。また、金額帯別に見ると、3億円以上の工事が最も多く(54.2%)、比較的規模の大きい工事で適用されている。



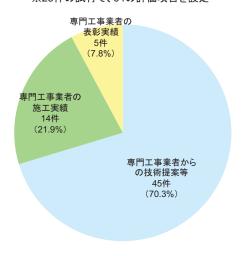


(2)特定専門工事審査型総合評価方式の試行の拡大について③^{2 国土交通省}

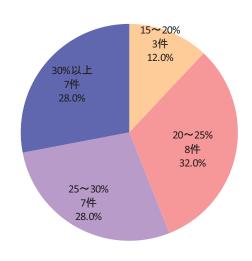
技術提案審査型

- ▶技術提案審査型において設定されている評価項目としては、専門工事業者からの技術提案 等(70.3%)が最も高くなっている。
- ▶配点割合については、0~25%が約45%であり、0~30%であれば70%を超える。

<評価項目の種類>※25件の試行で、64の評価項目を設定



<専門工事業者に関する配点割合> ※全体の加算点は30~70点



※平均:26.8%

P95

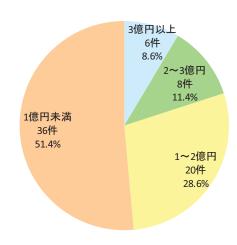
(2)特定専門工事審査型総合評価方式の試行の拡大について《^全国土交通省</sup>

基幹技能者評価型

- ▶専門工事業者の技術力を評価するため、基幹技能者の配置について評価をする総合評価方式を平成20年度から実施。現在70件を試行。
- ▶試行工事を工種別に見ると、一般土木が50%を占めているものの、適用されている工種は多岐にわたっている。金額帯別に見ると、1億円未満が50%以上を占めており、比較的小規模の工事な工事が対象となっている。

<工種別> 塗装 法面処理 建築 。" 1件 2件 3件 _1.4% 2.9% 4.3% PC 4件 5.7% 鋼橋上部 10.0% -般土木 35件 As舗装 50.0% 8件 11.4% 維持修繕 10件 14.3%

< 金額帯別>



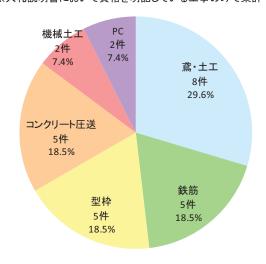
(2)特定専門工事審査型総合評価方式の試行の拡大について 5^{全 国土交通省}

基幹技能者評価型

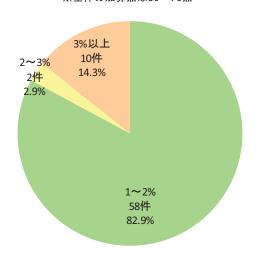
- ▶基幹技能者評価型において設定されている基幹技能者としては、<mark>鳶・土工(29.6%)</mark>が最も高 くなっている。
- ▶配点割合については、1~2%が80%を超える。

<評価している基幹技能者>

※入札説明書において資格を明記している工事のみで集計



<基幹技能者の評価の配点割合> ※全体の加算点は30~70点



P97

特定専門工事審査型総合評価落札方式の検討事項

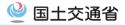


1. 適用件数の拡大

- ▶下請企業の技術力を適切に評価することとして、「特定専門工事審査型総合評価 方式」の適用工事の規模、種類、内容等について検討する。
- ▶技術提案審査型の実施マニュアルを改善するとともに、基幹技能者評価型のマニュアルを作成する。

2. 評価項目の見直し

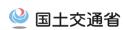
▶現在評価している「「鳶・土工」、「機械土工」、「鉄筋」、「型枠」、「配管」の他に、業界より要望のあった「電気工事」、「造園」、「建設塗装」、「内装仕上工事」、「建築鈑金」等の評価について検討する。



登録基幹技能者講習の種類	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹技能者数 (平成23年1月末)
登録電気工事基幹技能者	電気工事業、電気通信工事業	4,865名
登録 <mark>造園</mark> 基幹技能者	造園工事業	2,611名
登録 <mark>建設塗装</mark> 基幹技能者	塗装工事業	1,993名
登録機械土工基幹技能者	土木工事業、とび・土木工事業	1,002名
登録鉄筋基幹技能者	鉄筋工事業	1,560名
登録型枠基幹技能者	大工工事業	1,574名
登録配管基幹技能者	管工事業	1,636名
登録鳶•土工基幹技能者	とび・土木工事業	1,830名
登録内装仕上工事基幹技能者	内装·仕上工事業	1,732名
登録建築鈑金基幹技能者	板金工事業、屋根工事業	2,362名

P99

(3)下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行



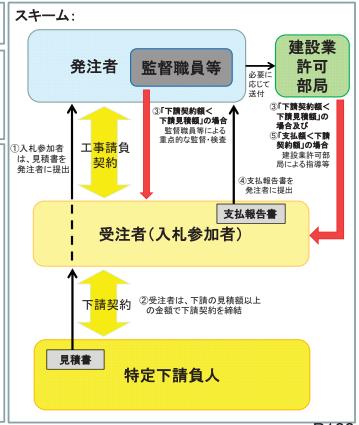
目 的:受注者から下請負人への適切な支払いを担保することで下請負人へのしわ寄せを防止

対象工事:特定専門工事審査型総合評価落札方式を実施する工事

〇特定専門工事とは、法面処理工、杭基礎工、 地盤改良工のいずれかを含む専門工事が 工事全体に占める重要度の高い工事

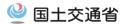
試行概要:

- ①入札参加者は、特定下請負人※から提出された見 積書を入札時に発注者へ提出(入札条件)
- ②受注者は、特定下請負人から提出された見積書の 見積額以上の金額で下請契約を締結(工事請負契 約書で義務付け)
- ③下請の見積額を下回る下請契約を締結した場合には、監督職員等による重点的な監督・検査、建設業許可部局による指導等
- ④受注者は、特定下請負人に対する支払いに関する 報告書を発注者に提出(工事請負契約書で義務付け)
- ⑤下請契約額を下回る支払いを行った場合には、建 設業許可部局による指導等
- 注:③下請の見積もりを下回る下請契約を締結した場合及び⑤下請契約額を下回る支払いを 行った場合には、発注者は受注者に対し、理由書の提出を求めた上で、③の場合には監督 職員等及び建設業許可部局へ、⑤の場合には建設業許可部局へ送付する。



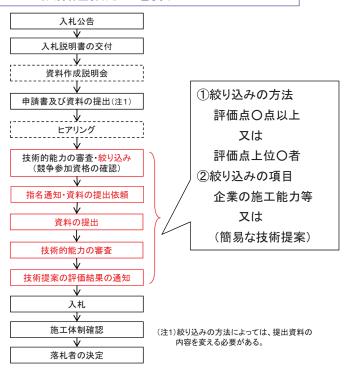
※:特定専門工事を行う下請負人 P100

(4)二段階選抜方式の試行の拡大について



入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価方式における二段階選抜方式 を平成22年度において8件(うち、4件は手続き中)試行している。

2段階選抜方式を採用したフロー



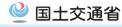
○試行工事の概要

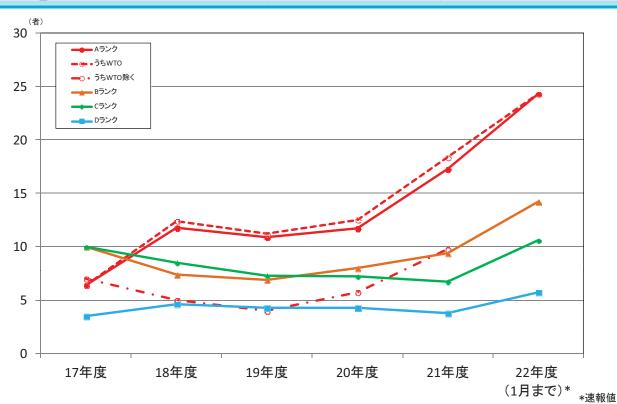
地整	件数	工事の概要				
北海道	3件(3件)	一般土木A、一般土木B 舗装A				
東北	2件(1件)	一般土木C【2件】				
関東	1件	一般土木B+C				
四国	2件	鋼橋上部A【2件】				
計	8件(4件)					

※()書は手続き中

P101

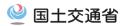
【参考】一般土木における等級別平均応札者数





※8地方整備局における一般土木工事の平均応札者数(港湾空港関係除く)

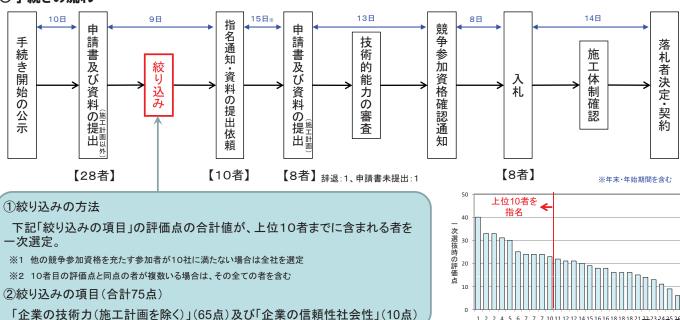
参考]二段階選抜方式の試行事例①



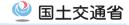
○工事概要

工事名	矢切函渠その8工事					地整	関東地整
工種	一般土木	総合評価	標準Ⅱ型	公示日	H22.12.3	契約日	H23.2.10
主な工事内容	函渠工事(L=90m)						

○手続きの流れ



【参考】二段階選抜方式の試行事例②

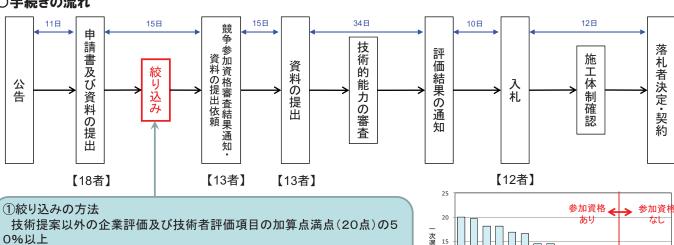


1 2 2 4 5 6 7 7 7 1011 12 12 14 15 16 16 18 18 18 21 27 23 24 25 26 ※資格要件を満たさない者: 2者

○工事概要

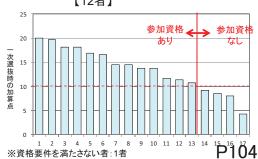
工事名	平成22-24年度	新仁淀川大橋上部第2工事			地整	四国地整	
工種	鋼橋上部	総合評価	標準Ⅰ型	公告日	H22.11.4	契約日	H23.2.9
主な工事内容	工事延長 L=100m	、橋長L=99).05m、 上部工形式	式 鋼4径間	連続鋼床版箱村	 行橋	

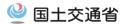
○手続きの流れ



②絞り込みの項目(合計105点)※最も高い評価点を得た企業に20点を与え、その他に企業については按分 企業評価(工事成績、工事に係る表彰、近隣地域での施工実績、 地域貢献に係る表彰等及び鋼橋等製作工場の体制)(60点)

技術者評価(CPD、同種類似の施工実績、工事成績及び優良技術者 表彰)(45点)





○発注者による評価

良かった点

- ・審査する企業数が減ったことにより、技術提案書の評価 作業等にかかる負担が軽減される。
- ・工事の品質向上への期待される。(優良な技術者配置・ 優れた技術提案)
- ・1段階目で選抜されなかった企業については、拘束期間 が短くなる。

改善すべき点

- ・一次選抜時の選抜方法によっては、選抜される企業の 固定化や絞り込みができない恐れがある。
 - →簡易な技術提案等を選抜の評価項目とした場合は、 事務負担が軽減しない可能性がある。
- ・標準的な手続きよりも、期間が長くなる。
- ・電子入札システムが二段階選抜に対応していないので、
- 一部の職員には負担が増加。



- ▶発注量が減少し、1件当たりの参加企業が増加している中で、受発注者の事務を軽減し、技術力のある企業の競争環境の確保を図る観点から、引き続き 二段階選抜方式を試行する。
- ▶H23試行にあたっては、選抜企業の固定化、手続き期間の適正化について検討する。

P105

二段階選抜方式の試行の拡大に対する課題

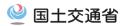
❷ 国土交通省

課題 対応方針 WTO対象工事では、 ▶一般競争入札としての二段階選抜方 ▶二段階選抜方式は指名競争入札扱いとな 式の具体的な方法について検討 り、「一般競争入札」の原則*に反する? ▶諸外国で実施されている二段階選抜 *H6.1.17閣議了解「公共事業の入札·契約手続の改善に関 方式の導入の可能性について検討 する行動計画について」 段階 >実績・成績等による選抜企業の変動 WTO対象工事以外では、 選 状況(シミュレーション)を把握 ▶実績・成績の劣る企業は選抜されにくいの 抜 ▶公平性、透明性を確保しつつ、選抜 方 ではないか? 企業の適正な均衡の図り方につい ▶選抜企業が固定化されるのではないか? 式 0 ▶実績や成績のない企業が参加できないの ▶実績・成績以外の選抜方法について 課 ではないか? 検討 題

>選抜企業は何社が適当か?

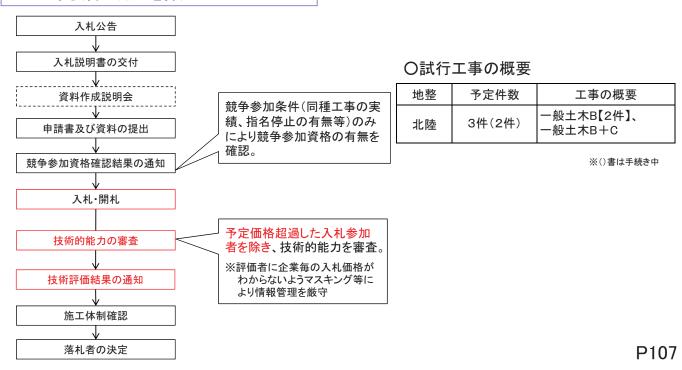
➤公平性を確保しつつ、受発注者双方 の労力・負担の軽減の関係を比較考 慮して、適切な選抜企業数について 検討

【参考】事後審査方式の試行について



技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価方式における事後審査方式を<mark>平成22年度において3件</mark>(うち、2件は手続き中)試行している。

事後審査方式を採用したフロー



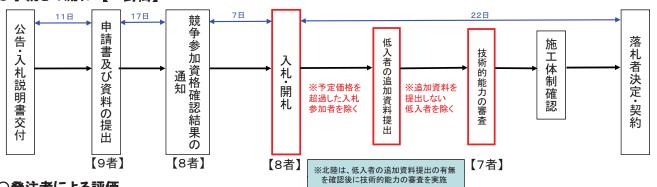
【参考】事後審査方式の試行事例

🥝 国土交通省

○工事概要

 					.=		
工事名	信濃川岩方排水樋門	門改築他工事	-			地整	北陸地整
工種	一般土木	総合評価	標準Ⅱ型	公告日	H22.7.13	契約日	H22.9.8
主な工事内容	樋門改築 1基、揚刀	水機場•取水	樋門撤去 1式など				

○手続きの流れ 【二封筒】



○発注者による評価

良かった点	改善すべき点
・応札者に対して1者が低入辞退となったため、審査業務の軽減が図られた。 ・入札書と技術提案書を同時期に提出することにより、価格と技術の一体性がより 確保される	・改善点を抽出し、より効果が発揮できるものにするため、 多様な工種での試行工事を拡大していきたい。



▶試行件数が少なく、発注者の事務負担の軽減等の効果については、明確に把握できなかったため、引き続き試行を実施し、効果を検証。

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 委員名簿

く有識者委員>

座 長 小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授

委員 大森 文彦 東洋大学法学部企業法学科 教授

委員 加藤 佳孝 東京大学生産技術研究所 准教授

委員 木戸 健介 ジャーナリスト

委 員 小林 康昭 足利工業大学工学部都市環境工学科 教授

委員 福田 昌史 高知工科大学 客員教授

委員 古阪 秀三 京都大学大学院工学研究科 准教授

委員 山川 朝生 (社)国際建設技術協会 理事長

委員 渡邊 法美 高知工科大学マネジメント学部 教授

<業界団体委員>

委員 村田 曄昭 (社)日本土木工業協会 公共工事委員長

委員 本間 達郎 (社)全国建設業協会 副会長

委員 谷村 隆三 (社)全国建設業協会 総合企画委員長

<地方公共団体委員>

委 員 石坂 弘司 東京都建設局総務部技術管理課長

委 員 新井 重治 飯能市建設部長

<オブザーバー>

中村 哲己 (社)建設コンサルタンツ協会 業務システム委員長